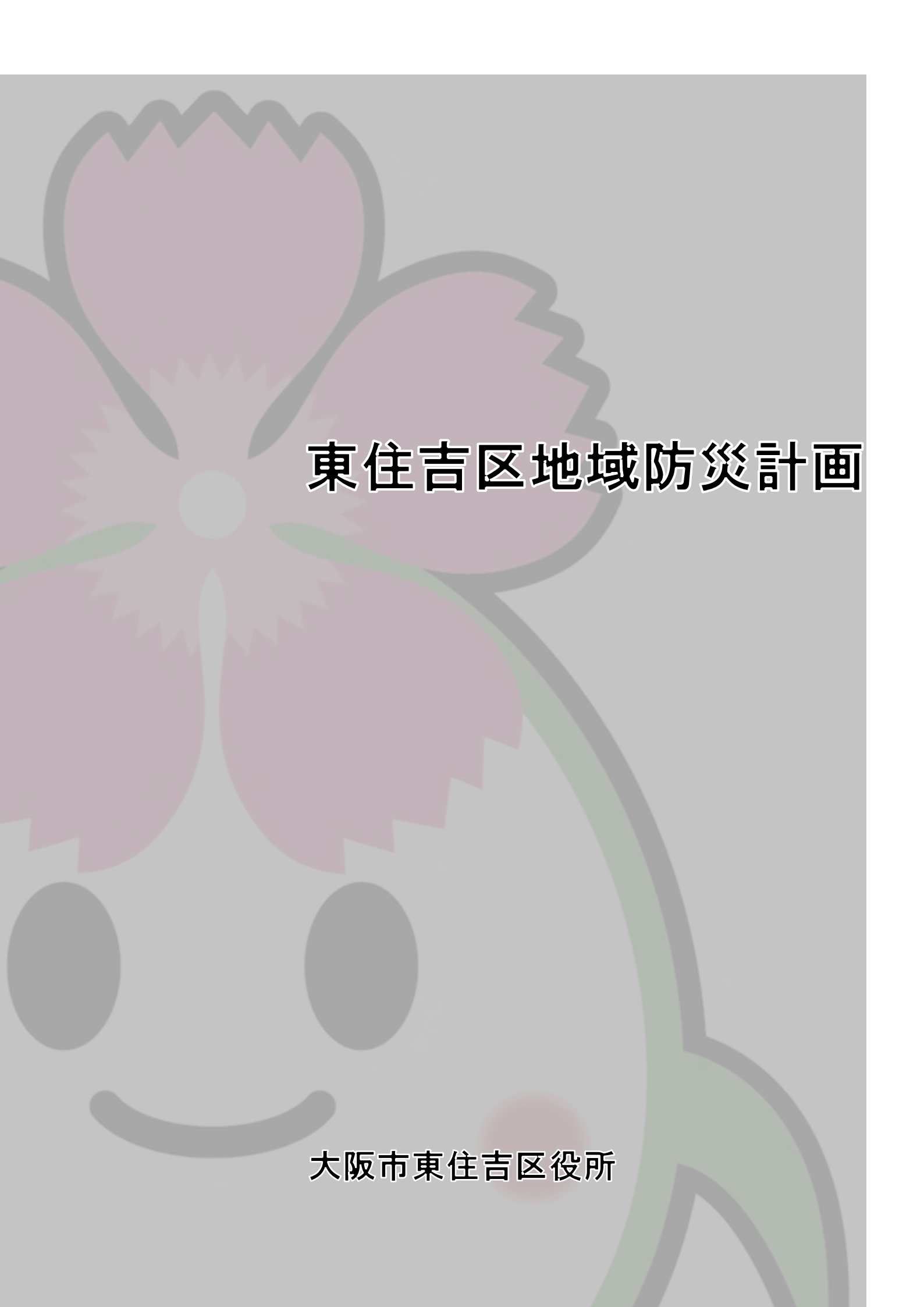


The background features a large, stylized pink cherry blossom with a green stem and leaves. Below the flower, a simple, smiling face is visible, composed of two dark oval eyes and a curved line for a mouth. The entire illustration is rendered in a soft, pastel style with a light gray background.

東住吉区地域防災計画

大阪市東住吉区役所

はじめに

東住吉区では、「減災のまち東住吉」の実現に向けて、区役所の取り組みとともに、「自助」・「共助」を中心として区民の皆さまに取り組んでいただきたい内容を記載した「東住吉区防災便利帳～『減災のまち東住吉』の実現に向けて～」を平成25年3月に作成しました。

その後、東日本大震災の教訓と南海トラフ巨大地震の被害想定により明らかとなった公助の限界をふまえ、平成26年10月に「大阪市地域防災計画」が修正されました。また、平成27年2月1日から「大阪市防災・減災条例」を施行し、公助に加えて、自助・共助による防災・減災の仕組みづくりを推進しています。

この計画は、この間の経過をふまえ、区地域防災計画としての「東住吉区防災便利帳」の内容を見直し、改定を行ったものです。

自然災害をくい止めることはできませんが、災害に対し日頃から備えておくことで被害を最小限にとどめることができます。

区役所としましても、区民の皆様や事業者、自主防災組織が行う防災活動に対し、支援や協力を行うなど、様々な防災・減災の取り組みを行い、安全で安心して暮らせるまちをめざしてまいります。

平成28年2月

大阪市東住吉区役所

目 次

本 編

第1章 総 則

1 計画の目的	1
2 用語等の定義	1
3 計画の修正	1

第2章 防災・減災の基本理念

1 基本理念	2
2 市民・事業者・大阪市の責務と役割	2
(1) 市民の責務・役割	2
(2) 事業者の責務・役割	3
(3) 大阪市の責務・役割	3

第3章 東住吉区の特性

1 地域特性	5
2 人的特性	5
3 物的特性	7

第4章 災害想定・被害想定

第1節 地震

1 内陸活断層による地震	9
(1) 東住吉区における災害想定	9
(2) 東住吉区における被害想定	12
2 海溝（プレート境界）型の地震	12
(1) 東住吉区における災害想定	13
(2) 東住吉区における被害想定	14

3 大阪市域における地震による被害想定	15
(1) 地震による被害想定	15
(2) 津波による浸水想定	16
第2節 風水害等	
1 風水害	17
(1) 河川氾濫による災害	17
(2) 内水氾濫による災害	20
(3) 強風による災害	21
2 その他の災害	21
第5章 自 助	
1 震災に対する備え	22
(1) 事前の備え	22
(2) 地震が起きたら	25
2 風水害に対する備え	27
(1) 事前の備え	27
(2) 気象情報に注意する	27
(3) むやみに外出しない	27
(4) 早めに避難しましょう	29
第6章 共 助	
(1) 隣近所の支え合い・助け合い	31
(2) 自主防災組織	31
(3) 地区防災計画	35
(4) 地域防災への多様な主体の参画	35
(5) 地域の防災活動への参加	35
(6) 事業者の自主防災活動の推進	36

(7) 避難所生活	37
(8) 避難行動要支援者等への支援	37

第7章 公 助

1 地域防災力の充実強化	39
(1) 自主防災活動の促進・支援	39
(2) 地域防災リーダー・女性防火クラブ員の育成	39
(3) 避難行動要支援者等の支援	39
(4) 防災活動への多様な主体の参画促進	40
(5) 事業者や関係機関等との連携促進	40
2 被災住民の安全確保	40
(1) 避難場所の確保	40
(2) 避難生活環境の整備	42
3 避難情報等	43
(1) 河川に関する情報	43
(2) 避難勧告等	45
4 災害時の区役所の体制	48
(1) 区災害対策本部	48
(2) 動員体制	50
(3) 区災害対策本部の機能強化	51
5 災害時の区役所の活動	51
(1) 広報活動（情報収集・発信・伝達）	51
(2) 通信運用計画	53
(3) 飲料水・食料・生活関連物資の供給計画	53
(4) 医療・救護計画	54
(5) 遺体仮収容（安置）所の設置	55

(6) ボランティアの調整計画	55
6 学校と連携した取組み	56
(1) 防災関連情報の共有	56
(2) 地域とのつながり支援	56
(3) 防災・減災教育（防災訓練）の支援	56
(4) 災害時避難所としての学校の役割	56

参考資料編

1 大阪市防災・減災条例	1
2 災害時避難所・一時避難場所一覧	9
3 防災行政無線同報系スピーカー設置場所一覧	12
4 東住吉区防災マップ	13
5 非常持ち出し品チェックリスト	14
6 緊急連絡カード	15
7 わが家の防災マップ	16
8 耐震診断問診表	17
9 避難所生活の心得	20
10 災害時協力事業所・店舗制度	21
11 関連資料	22

東住吉区地域防災計画

[本編]

第 1 章 総 則

1 計画の目的

この計画は、大阪市地域防災計画の規定に基づき、東住吉区域における災害予防、災害応急対策、災害復旧対策にかかる防災計画の基本的な事項について、区の地域特性及び実情に応じて定める計画であり、東住吉区役所（以下「区役所」という。）及び防災関係機関が相互に協力するとともに、市民（区民）等、事業者による自主防災活動との連携、支援を含め、防災活動の総合的、計画的かつ効果的な実施を図り、市民（区民）等及び事業者の生命、身体、財産を保護することを目的とするものです。

2 用語等の定義

この計画における用語の意義は、大阪市地域防災計画の例によるものとします。

3 計画の見直し

区役所及び防災関係機関は、この計画に基づき、東住吉区域における効果的・効率的な防災対策が実施されるよう努め、区役所は、この計画を随時見直し、必要があるときは、改定を行うものとします。また、女性、高齢者や障がい者、ボランティア団体等、多様な主体の参画促進に努めます。

第2章 防災・減災の基本理念

1 基本理念

大阪市では、大阪市地域防災計画の実効性を高め、市民等の生命・身体・財産を災害から保護するため、市のすべきこと、市民・事業者の方々にしていただきたいことを責務として明文化した大阪市防災・減災条例を平成 27 年 2 月 1 日から施行しています。

「防災・減災は、自らのことは自らが守るという**自助**の考え方、地域において互いに助け合うという**共助**の考え方及び行政が市民等及び事業者の安全を確保するという**公助**の考え方にに基づき、本市、市民及び事業者がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携を図りながら協力することを基本理念として行われるものとする。」

(大阪市防災・減災条例 第3条)

自助

自分(家族)の命を
自分(家族)で守る

共助

地域の皆さんで
助け合う

公助

国や市役所など
による支援

📖 参考資料編「大阪市防災・減災条例」

2 市民・事業者・大阪市の責務と役割

(1) 市民の責務・役割

- 自らの安全は自ら守るとの防災意識を持ち、平常時より災害に対する備えを心がける。
 - ・食料、飲料水その他の生活必需物資の備蓄
 - ・防災訓練への参加
 - ・自らが所有または占有する建築物の安全性の向上

- 災害時には自らの安全を守るよう行動する。
 - ・ 初期消火
 - ・ 近隣の負傷者、避難行動要支援者への援助
 - ・ 避難所の自主的運営
 - ・ 防災関係機関が行う防災活動との連携・協力
 - ・ 過去の災害から得られた教訓の伝承
- 自主防災組織を結成し、災害時における相互の協力体制をあらかじめ築いておく。

（２）事業者の責務・役割

- 災害時に果たす役割（従業員や利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献）を十分に認識しておく。
 - ・ 事業継続計画（Business Continuity Plan）の作成
 - ・ 防災体制の整備、防災訓練の実施
 - ・ 事業所の耐震化
 - ・ 予想被害からの復旧計画策定
 - ・ 従業員が防災・減災対策に関する知識及び技術を習得することができる機会の提供
- 大阪市が実施する防災・減災対策に対し、積極的に協力するよう努める。
- 市民や自主防災組織等との連携を図り、自主防災活動の推進に努める。
- 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給、提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、大阪市が実施する防災に関する施策に協力するよう努める。

（３）大阪市の責務・役割

- 市民等の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関や他の地方公共団体などの協力を得て、防災活動を実施する。

- 地域防災力の充実強化に努める。
 - ・ 自主防災組織などの充実及び自発的な防災活動の促進
 - ・ 事業者の事業継続計画（BCP）の策定や事業継続マネジメント（BCM）の実施や防災活動の促進
- ボランティアの自主性を尊重しつつ、連携に努める。
- 防災活動の実施にあたっては、男女共同参画や高齢者、障がい者、ボランティア団体等、多様な主体の参画を促進するとともに、要配慮者への配慮に努める。



第3章 東住吉区の特徴

1 地域特性

東住吉区は大阪市の南部に位置し、区域の東西は、約 2.8 km、南北は約 6.4 kmで、面積は 9.75 km²、大阪市内で 8 番目の大きさを持ちます。東は平野区、西は阿倍野区・住吉区、北は生野区に接し、南は大和川を挟んで松原市に接しています。区域の約 90%は閑静な住宅地域で、区内には、JR 阪和線、近鉄南大阪線、地下鉄谷町線の駅があり、駅周辺は、商業地域として発展しています。

2 人的特性

区の人口は、平成 22 年の国勢調査の結果では、総数 130,724 人、世帯数は 60,057 世帯となっています。

平成 27 年 9 月 1 日現在の推計人口では、総数 128,685 人、世帯数は 61,310 世帯となっており、平成 22 年の国勢調査の結果より、減少しています。

年齢別人口

区 分	人 数	総人口に対する割合
総 人 口	130,724 人	
0～14 歳	15,842 人	12.1%
15～64 歳	80,731 人	61.8%
65 歳以上	33,635 人	25.7%
不 詳	516 人	0.4%

(平成 22 年国勢調査集計)

独居高齢者人口

区 分	人 数	総人口に対する割合
60 歳以上	11,738 人	9.0%
65 歳以上	9,355 人	61.8%

(平成 22 年国勢調査集計)



- * 年齢別人口をみると 65 歳以上が総人口の約 4 人に 1 人を占めています。
- * また、15 歳未満は総人口の約 1 割となっています。
- * 独居高齢者が総人口の約 1 割を占めています。

小学校区別人口及び世帯数

小学校区名	人 数	世帯数
東住吉区	130,724 人	60,057 世帯
育 和	13,111 人	5,703 世帯
桑 津	15,310 人	6,960 世帯
北 田 辺	9,548 人	4,498 世帯
今 川	12,747 人	5,390 世帯
田 辺	9,919 人	4,522 世帯
南 田 辺	12,307 人	5,086 世帯
東 田 辺	7,345 人	3,487 世帯
南 百 済	10,081 人	4,864 世帯
湯 里	5,650 人	2,516 世帯
鷹 合	8,083 人	3,641 世帯
矢 田 北	5,302 人	2,720 世帯
矢 田 東	7,846 人	3,678 世帯
矢 田	6,631 人	3,871 世帯
矢 田 西	6,844 人	3,121 世帯

(平成 22 年国勢調査小学校区別集計)



区内の 14 の小学校区別人口及び世帯数の構成をみると、区の北部に位置する育和・桑津小学校区で人口が多いことがわかります。

夜間人口及び昼間人口

夜間人口	130,724 人
流入人口	22,594 人
流出人口	35,909 人
流出超過人口	13,315 人
昼間人口	117,409 人
昼夜間人口比率	89.8 %

(平成 22 年国勢調査集計)



昼間時に人口が少なくなるため、昼間に災害が発生した場合、人的不足が考えられます。

3 物的特性

区内には、老朽化した木造住宅が密集している地域があり、密度は大阪市24区の中で3番目に多く、全国的に見ても3番目です。このような木造住宅の密集地は、防災面や住環境面で様々な課題があります。

具体的には、火災が発生した際の延焼や地震時の家屋倒壊の危険が高いといえます。

重点密集市街地が存在する市区町の S55 以前木造住宅密度（上位 10 市区）

順位	都府県	市町	区	総面積 (km ²)	S55 以前 木造住宅数 (戸)	S55 以前 木造住宅密度 (戸/km ²)
1	大阪府	大阪市	西成区	7.35	20,540	2,795
2	大阪府	大阪市	生野区	8.38	22,550	2,691
3	大阪府	大阪市	東住吉区	9.75	19,640	2,014
4	大阪府	大阪市	東成区	4.55	9,120	2,004
5	大阪府	大阪市	旭区	6.30	12,340	1,959
6	大阪府	大阪市	阿倍野区	5.99	11,370	1,898
7	東京都		荒川区	10.20	18,820	1,845
8	大阪府	大阪市	城東区	8.42	14,840	1,762
9	東京都		中野区	15.59	25,330	1,625
10	大阪府	大阪市	住吉区	9.34	14,170	1,517

※ 住宅・土地統計調査（H15）より

※ 重点密集市街地とは、平成 15 年 7 月 11 日に国土交通省から記者発表された密集市街地をいう。

（東南海、南海地震などに関する専門調査会公表資料（内閣府））



大阪市は、全国でも木造家屋の密集度の高い区が全国 10 位のうち 8 力所を占めており、火災や地震倒壊による被害の怖さが懸念されます。

建物の木造と非木造

小学校 区名	木 造（戸）				非木造（戸）			
	総数	S30 以前	S31 ～55	S56 以降	総数	S30 以前	S31 ～55	S56 以降
東住吉区	39,335	15,350	18,951	5,033	18,238	75	4,791	13,374
育 和	3,358	1,258	1,654	446	2,498	4	990	1,504
桑 津	4,752	2,481	1,807	464	2,610	14	505	2,091
北田辺	3,679	1,931	1,327	420	1,283	5	199	1,079
今 川	3,727	1,320	1,875	532	1,960	5	349	1,607
田 辺	3,474	1,770	1,238	466	1,506	10	313	1,184
南田辺	3,549	1,613	1,474	462	1,881	7	594	1,280
東田辺	3,153	1,620	1,156	377	1,047	8	277	762
南百済	2,814	827	1,628	359	1,304	2	468	834
湯 里	1,001	176	652	173	717	1	135	581
鷹 合	2,920	1,194	1,355	371	930	9	167	754
矢田北	1,801	586	951	264	772	4	132	636
矢田東	2,453	145	1,955	353	715	0	195	520
矢 田	1,307	284	896	127	456	2	154	300
矢田西	1,347	145	983	219	559	4	313	242

（平成 15 年土地利用調査）



昭和 55 年以前の古い木造建築が多いことがわかります。一方で、昭和 56 年以降に非木造の新たな建築物も多く建てられていることがわかります。

第4章 災害想定・被害想定

第1節 地震

1 内陸活断層による地震

内陸活断層地震とは、陸地の地下（ユーラシアプレートの内部）で活断層がずれて起こる地震です。阪神・淡路大震災がその代表例です。

（特徴）

- ・揺れている時間が短い（10秒から数十秒）
- ・震源が浅いため、断層の近くでは揺れが激しい
- ・千年から1万年程度の間隔で発生する



（1）東住吉区における災害想定

大阪市周辺で発生が想定されている内陸活断層の地震は4つあります。



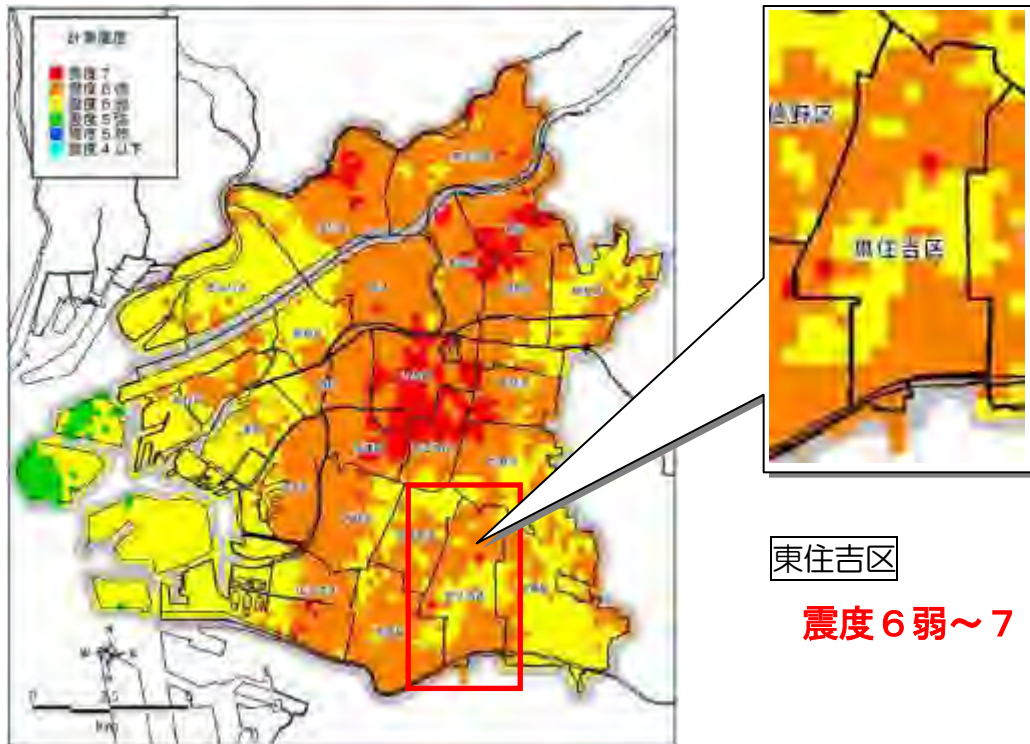
- ・上町断層帯
- ・生駒断層帯
- ・有馬高槻断層帯
- ・中央構造線断層帯



上町断層帯は、豊中市から大阪市域の中心部を通り岸和田市にまで至る長さ約42kmの活断層で、もっとも大きな被害が想定されています。

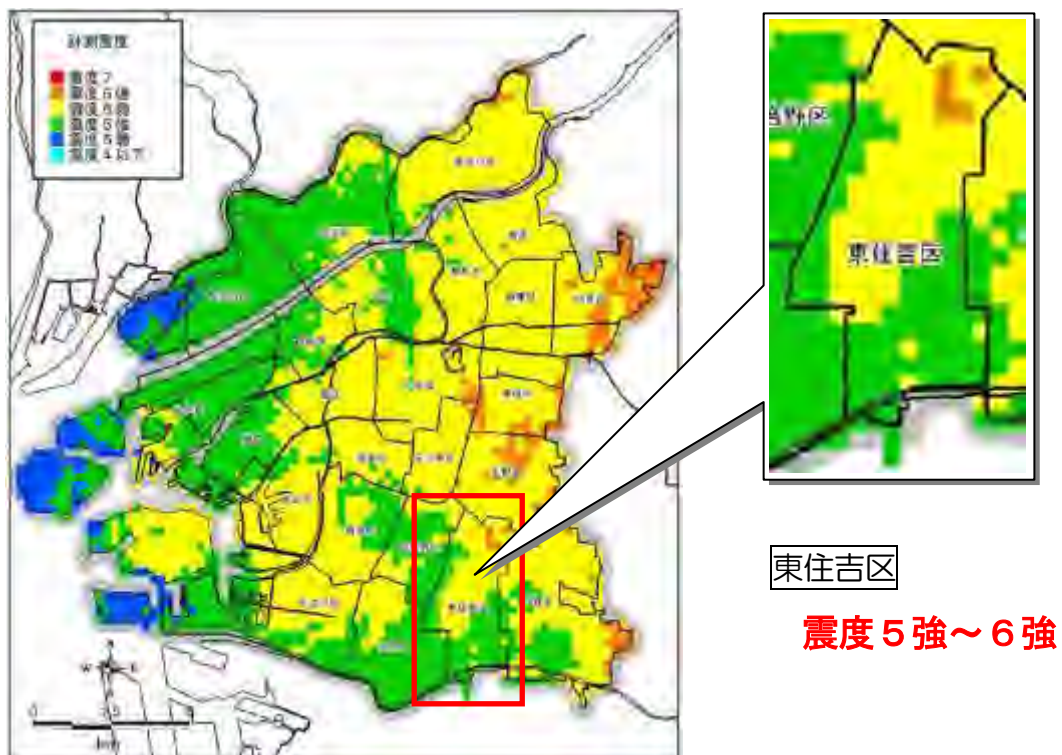
①上町断層帯地震

●地震規模：マグニチュード 7.5～7.8



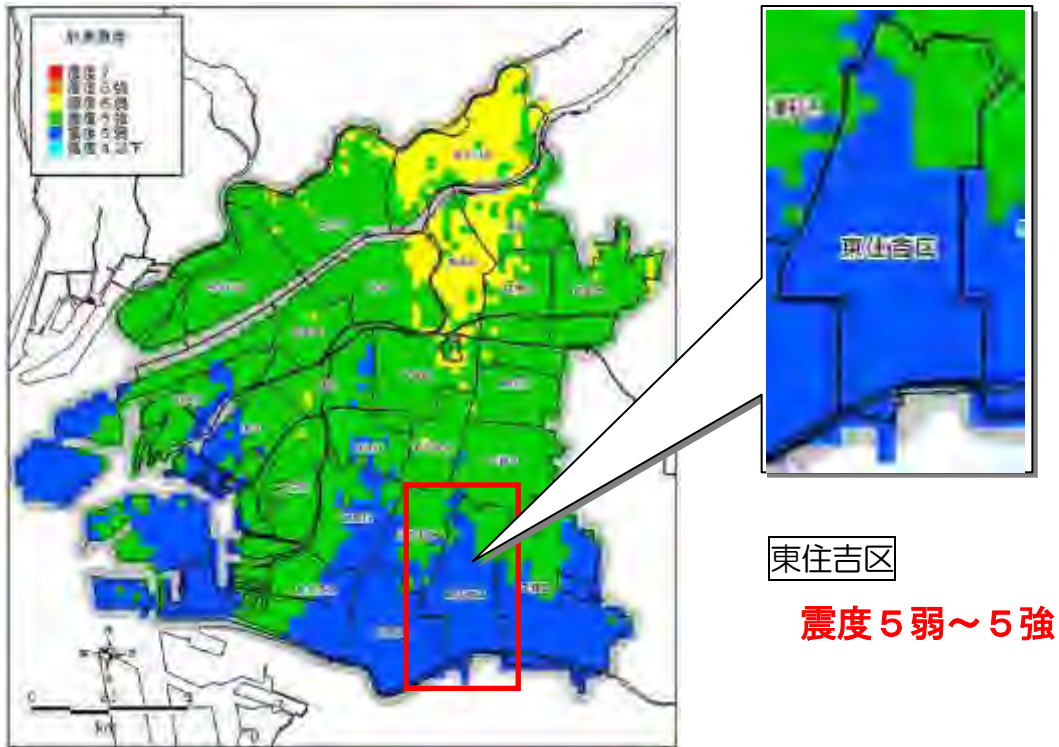
②生駒断層帯地震

●地震規模：マグニチュード 7.3～7.7



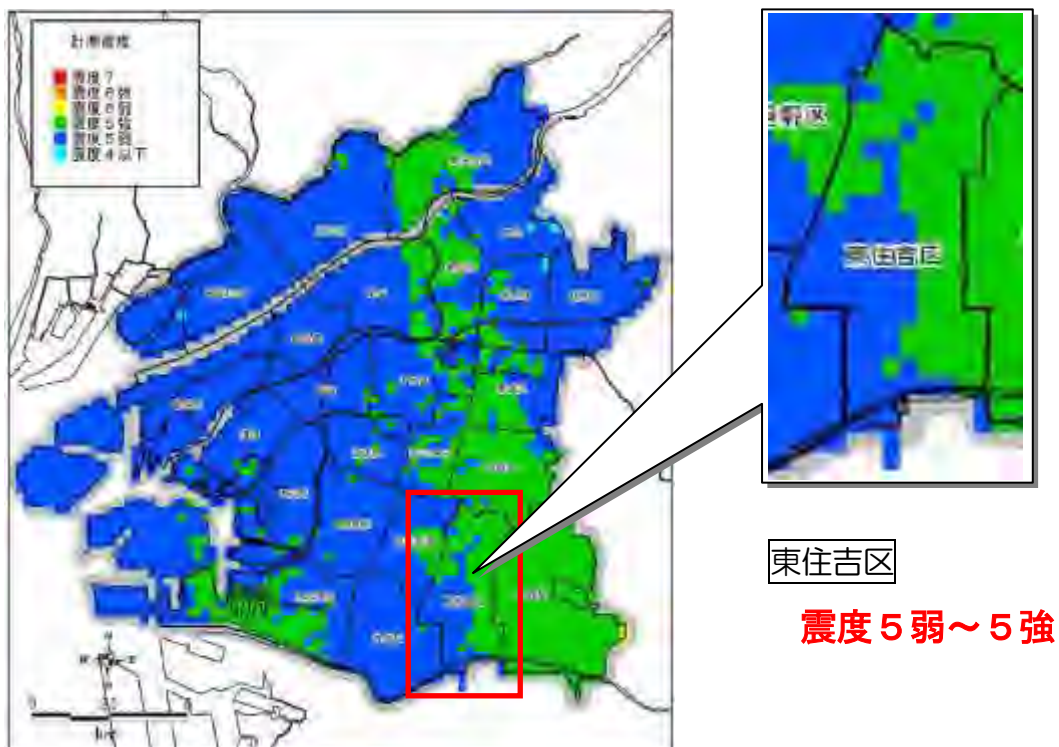
③有馬高槻断層帯地震

●地震規模：マグニチュード 7.3～7.7



④中央構造線断層帯地震

●地震規模：マグニチュード 7.7～8.1



(2) 東住吉区における被害想定

地震の名称	全壊棟数（棟）		半壊棟数（棟）		死者数（人）		負傷者数（人）	避難者数（人）
	木造	非木造	木造	非木造	早朝	昼夕		
上町断層帯地震	10,236	593	6,924	1,315	337	201 ～227	1,074 ～1,745	18,994
生駒断層帯地震	3,238	159	3,949	527	46	33 ～35	1,243 ～2,060	7,568
有馬高槻断層帯地震	7	1	14	4	0	0	5～7	27
中央構造線断層帯地震	56	3	131	20	0	0	38～59	204

（大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書（平成19年3月））

2 海溝（プレート境界）型の地震

海溝型地震とは、海洋プレートが大陸プレートの下に沈み込み続けているために、ひずみが限界に達すると大陸プレートが跳ね上がって起こる地震です。東日本大震災や南海トラフ巨大地震（東南海・南海地震）がその代表例です。

（特徴）

- ・揺れている時間が長い（1分以上）
- ・津波が襲ってくる可能性が高い
- ・数十年から100年程度の間隔で発生する



(1) 東住吉区における災害想定

南海トラフ巨大地震が今後 30 年以内に発生する確率は、東南海地震で 70%程度、南海地震で 60%程度と予想されています。

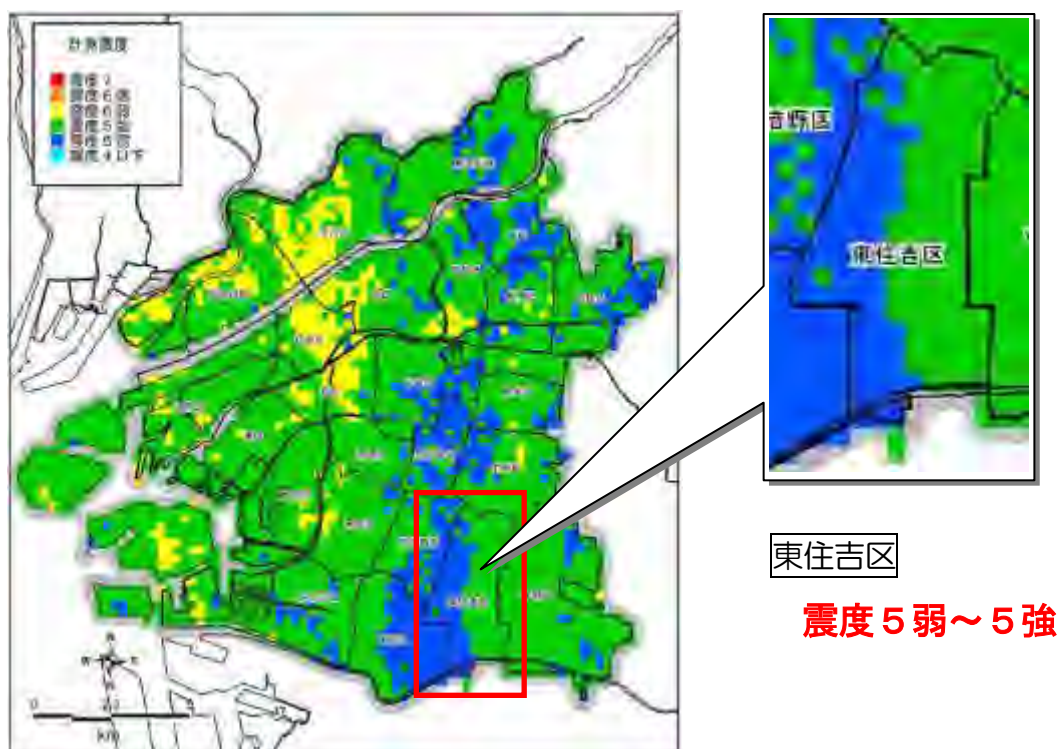
大阪市に想定される海溝（プレート境界）型地震は次のとおりです。



海溝である「南海トラフ」で起こる地震は、津波が発生するおそれがあります。南海トラフ以外の太平洋で起こる地震により、ゆれ、津波が大阪にも影響することがあります。

①東南海・南海地震

●地震規模：マグニチュード 7.9～8.6



②南海トラフ巨大地震

●地震規模：マグニチュード 9.0～9.1



（2）東住吉区における被害想定

地震の名称	全壊棟数（棟）		半壊棟数（棟）		死者数（人）		負傷者数（人）	避難者数（人）
	木造	非木造	木造	非木造	早朝	昼夕		
東南海・南海地震	335	10	701	76	1	0～1	213 ～329	1,061
南海トラフ巨大地震	936	23	4,177	103	—	5～7	262 ～343	3,158

〔大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書（平成19年3月）及び
大阪府防災会議 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会報告（平成26年1月）〕

3 大阪市域における地震による被害想定

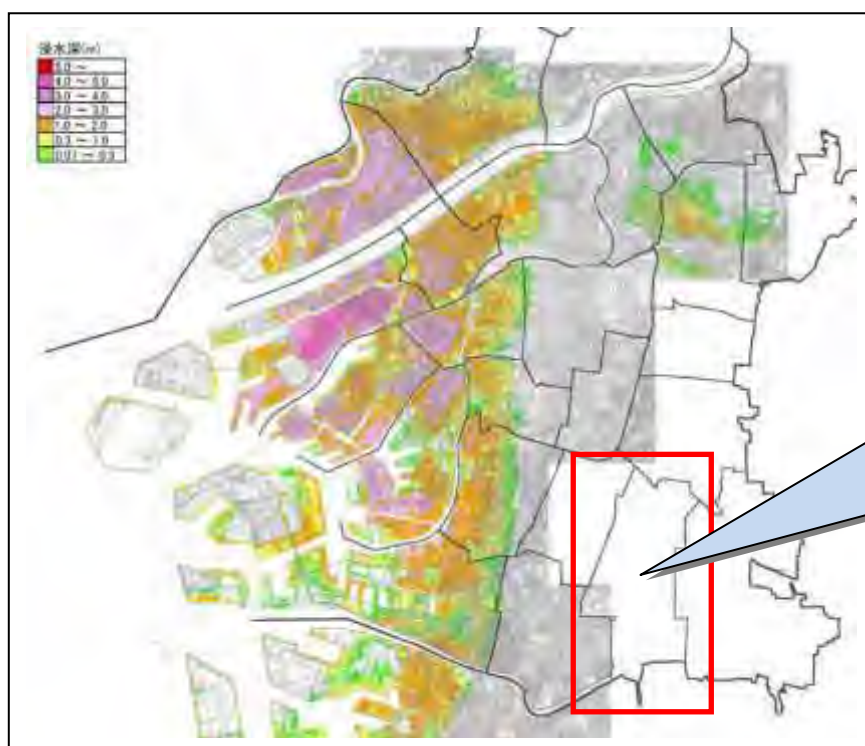
(1) 地震による被害想定 注1)

項 目			内陸活断層による地震				海溝（プレート境界）型の地震	
			上町断層帯 地震	生駒断層帯 地震	有馬高槻 断層帯地震	中央構造線 断層帯地震	南海トラフ地震	
							東南海・ 南海地震	南海トラフ 巨大地震
地震規模 （マグニチュード）			7.5～7.8	7.3～7.7	7.3～7.7	7.7～8.1	7.9～8.6	9.0～9.1
発生確率 注2)			2～3%	0～0.1%	0～0.03%	0.06～14%	70%程度	－
震 度			5 強～7	5 弱～6 強	5 弱～6 弱	4～5 強	5 弱～6 弱	5 強～6 弱
建物被害		全壊棟数	166,800	62,800	4,700	700	8,500	78,900
		木 造	145,700	58,200	4,400	600	8,000	71,100
		非木造	21,100	4,600	300	100	500	7,800
		半壊棟数	109,900	72,300	9,700	1,700	17,700	217,100
		木 造	82,200	59,700	8,400	1,400	15,200	164,900
		非木造	27,700	12,600	1,300	300	2,500	52,200
火 災 注3)	炎上 出火	1 日	325 件	81 件	4 件	0	6 件	－ 注5)
		1 時間	162 件	41 件	2 件	0	3 件	－ 注5)
	残火災		6 件 注4)	0	0	0	0	－ 注5)
ライフライン被害	電力	停電率 （停電軒数）	約 64% （約 983 千軒）	約 7% （約 105 千軒）	約 1% （約 10 千軒）	約 0.1% （約 1 千軒）	約 2% （約 26 千軒）	約 49% （約 720 千軒）
		復旧期間	約 1 週間	約 6 日	約 2 日	約 1 日	約 1 日	約 1 週間
	ガス	ガス供給停止率 （供給停止戸数）	約 81% （1,195 千戸）	約 32% （475 千戸）	0% （0）	0% （0）	0% （0）	約 53% （約 704 千戸）
		復旧期間	約 2～3 ヶ月	約 0.5～ 1.5 ヶ月	約 0.5～ 1 ヶ月	約 2 週間	－	約 1 ヶ月 注6)
	水道	水道断水率 （断水人口）	約 77% （2,075 千人）	約 68% （1,906 千人）	約 20% （628 千人）	約 4% （123 千人）	約 13% （386 千人）	約 51% 注7) （約 1,400 千人）
		復旧期間	約 1 ヶ月	約 1 ヶ月	約 2 週間	約 1 週間	約 1 週間	約 40 日後
	下水道	下水道機能支障率 （機能支障人口）	－	－	－	－	－	約 5.4% （144 千人）
		復旧期間	－	－	－	－	－	約 1 週間
	電話	固定電話不通率 （不通契約件数）	約 13% （約 525 千回）	約 2% （約 64 千回線）	約 0.9% （約 35 千回線）	約 0.2% （約 9 千回線）	0% （0）	約 48% （約 533 万回）
		復旧期間	約 2 週間	約 2 週間	約 2 週間	約 5 日	－	約 1 ヶ月
人的被害	死 者		8,500 人	1,400 人	～100 人	0 人	～100 人	119,600 人
	負傷者		41,000 人	37,800 人	6,100 人	900 人	10,300 人	53,600 人
避難所生活者			343,500 人	148,300 人	16,000 人	3,000 人	28,300 人	821,200 人

- 注1) 上表の数字は、概ね、大阪府自然災害総合防災対策検討委員会（平成 17 年度、18 年度）における考え方に基づくもので、大阪市内における数値を抜粋したものである。
 なお、南海トラフ巨大地震に係る数値については、概ね「大阪府防災会議 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会（平成 25 年度）」における考え方に基づくもので、大阪市内における数値を抜粋したものである。
- 注2) 発生確率（今後 30 年以内）は、文部科学省所管の地震調査研究推進本部による平成 26 年 1 月 1 日を算定基準日とした評価である。
- 注3) 火災は、冬季夕刻・風速 5.3m/s で想定した。
 「炎上出火」は、地震後に出火した火災のうち家人、隣人等による初期消火活動で消火できずに残った火災であり、「残火災」は、炎上出火（1 時間）のうち、大規模地震下で自主防災組織が機能しなかった場合を想定し自主防災組織の活動を考慮せず、公設消防のみの消火活動で消火できずに残った火災である。
- 注4) 自主防災組織が公設消防と協同して消火活動した場合の想定は 0 件である。
- 注5) 他の地震との想定条件が異なるため「－」と記載
- 注6) ガスにおける復旧期間は供給停止戸数より全半壊戸数を除いた個数を対象としている。また、電力及びガスの想定については、それぞれ関西電力及び大阪ガスで実施されたものである。
- 注7) 津波遡上による影響を除く。

（２）津波による浸水想定

東南海・南海地震発生後、国の想定では、最も早くても 1 時間 50 分で津波の第 1 波が大阪市に到達するとされています。



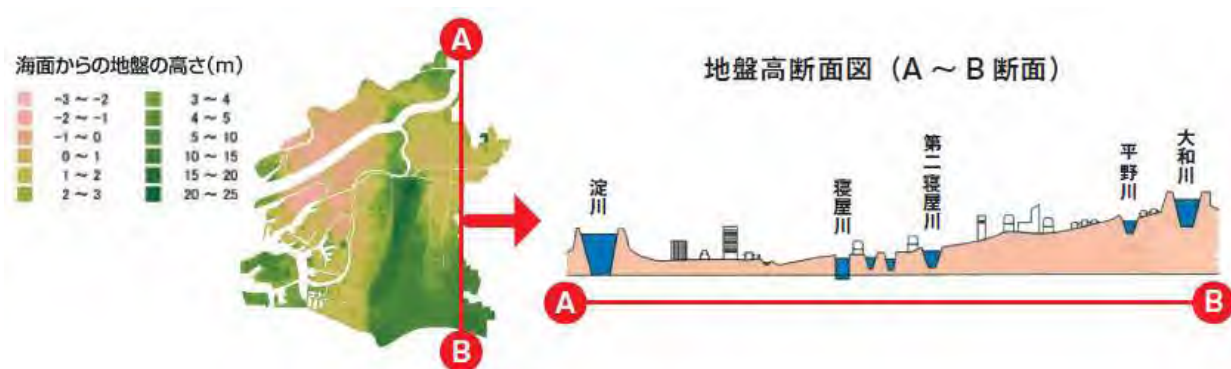
東住吉区では、津波による直接の被害は想定されていませんが、河川流域における浸水被害は、発生可能性があります。

〔平成 25 年 8 月 8 日 大阪府防災会議
 〔南海トラフ巨大地震被害想定部会資料〕〕

第2節 風水害等

1 風水害

大阪市には多くの川があり、弥生時代まで遡ると、現在の市域の半分まで海が広がり、内陸部でも湖が広がっていました。このような成り立ちから、市街地の多くが低地で水害に弱い地形といえます。



東住吉区で想定されている水害は、河川氾濫、内水氾濫の2種類です。



河川氾濫



内水氾濫

(1) 河川氾濫による災害

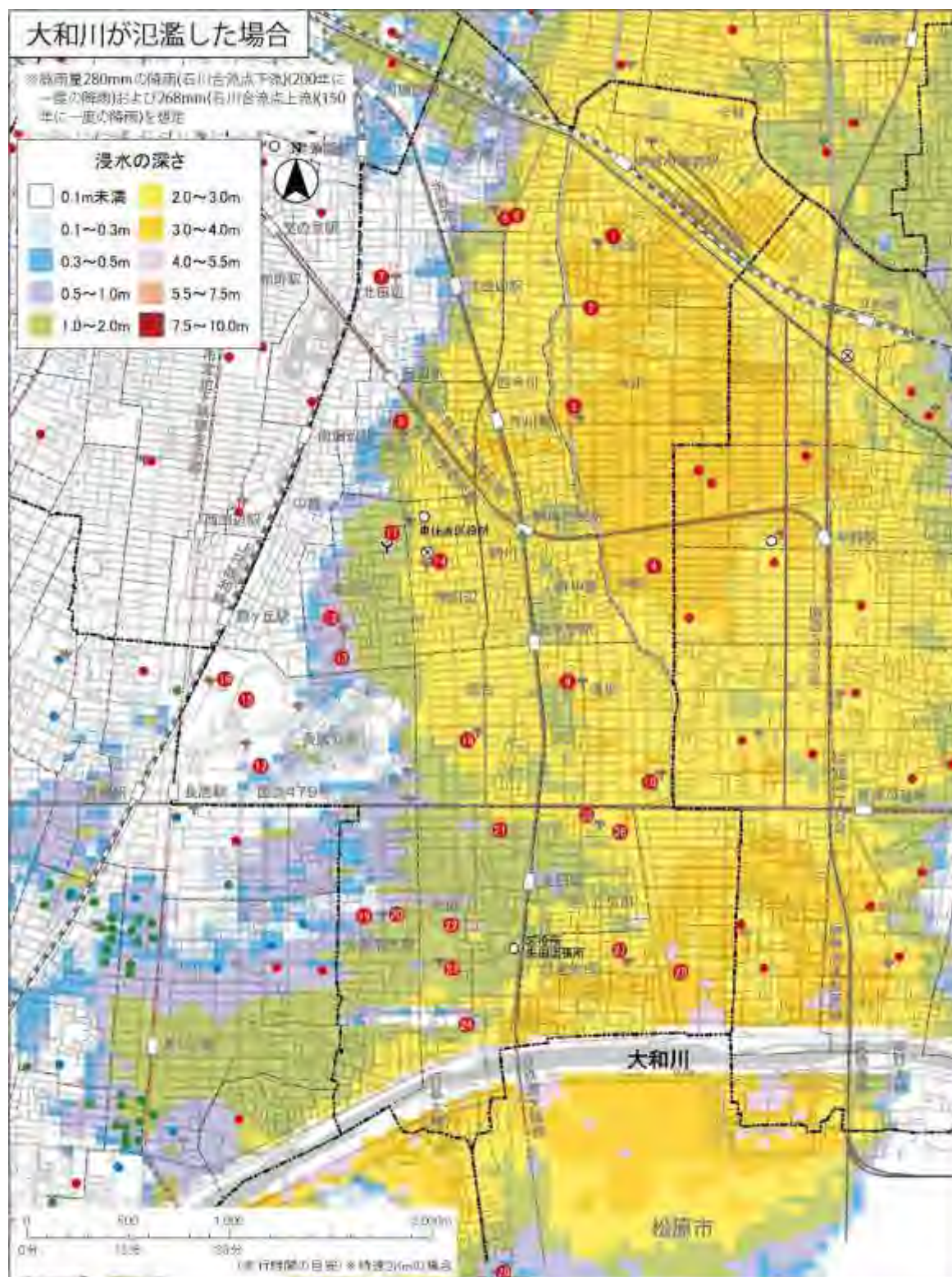
河川水位が堤防より高くなったときや、堤防が壊れたときに河川の水が市街地などに流れ込む水害です。

東住吉区は上町台地の東側に位置しており、区内を流れる河川は次のとおりです。

- ・南端部、松原市との境界部を「大和川」が西流しています
- ・大和川の南岸（左岸）、矢田7丁目部分を「今井戸川」が西流しています
- ・中心部を「今川」、「駒川」、「鳴戸川」が北流しています
- ・北端部、生野区との境界部を「平野川」が流れています

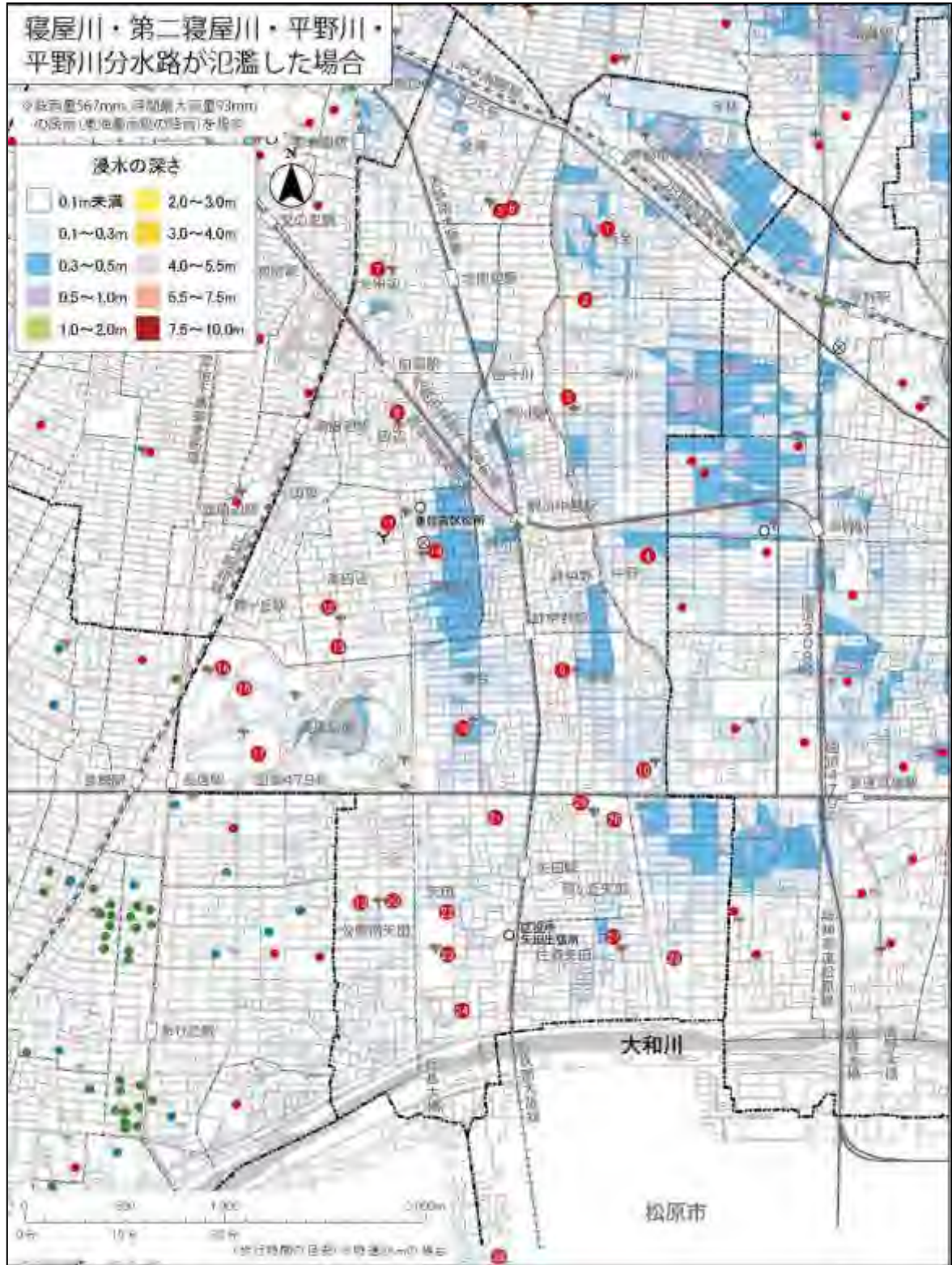
①大和川が氾濫した場合の浸水想定

総雨量 280mm の降雨（石川合流点下流）（200 年に一度の降雨）および 268mm（石川合流点上流）（150 年に一度の降雨）を想定します。



②寝屋川・第二寝屋川・平野川・平野川分水路が氾濫した場合の浸水想定

総雨量 567mm、時間最大雨量 93mm の降雨（東海豪雨級の降雨）を想定します。

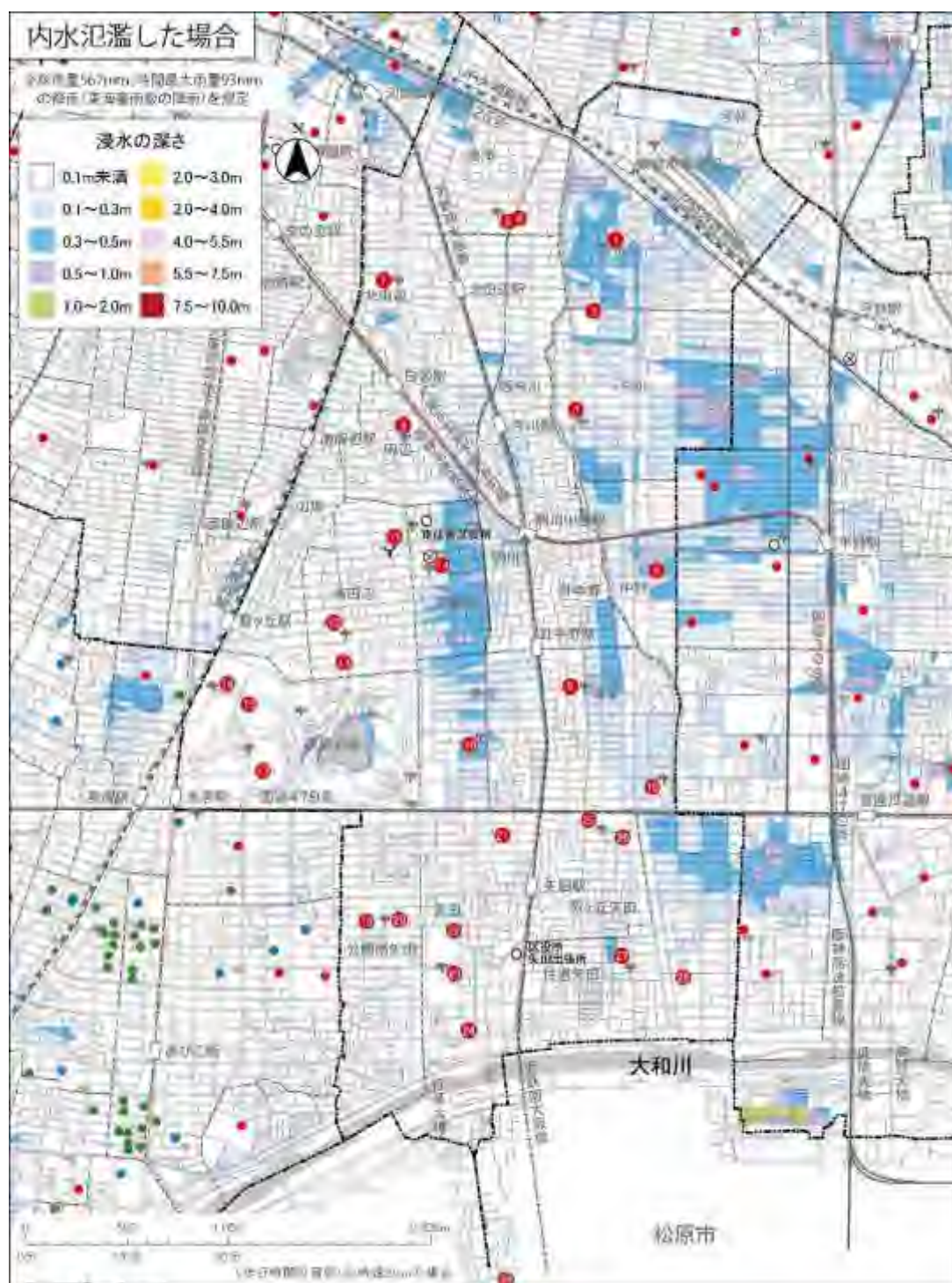


(2) 内水氾濫による災害

市街地に降った雨が下水道などから排水することができずにあふれ、建物や土地・道路が水に浸かってしまう水害です。内水とは、下水道のポンプによる排水がなければ、降雨を河川へ排水できない地域の雨水のことです。

①内水氾濫した場合の浸水想定

総雨量 567mm、時間最大雨量 93mm の降雨(東海豪雨級の降雨)を想定します。



(3) 強風による災害

既往最大風速を記録した室戸台風（風速 42m/s、最大瞬間風速 60m/s）が来襲した場合を想定します。

●大きな被害をもたらす台風や集中豪雨

台風は、7月から10月にかけて日本に接近・上陸するものが多く、強い風とともに広い範囲に長時間にわたって大雨を降らせます。また、台風が接近して気圧が低くなると海面が持ち上がり、さらに強風によって海水が海岸に吹き寄せられて海面が高くなる高潮が発生します。



そのほか、近年、限られた地域で短時間に降る、いわゆるゲリラ豪雨による浸水被害が多発しています。この集中豪雨をもたらす積乱雲（入道雲）は短時間で急激に発達するため、突発的に大雨が降ります。

●都市型水害の特徴

大都市ではアスファルトで固められた部分が多く、大量の雨水が一気に下水道へ流れ込み、排水の処理能力を超えマンホールや側溝から地上にあふれ、地下街や地下室を襲う災害も起こっています。

地下にいるときは、安全と思い込まず、雨の降り方や降っている時間に気をつけ、外で何が起きているのかを把握するようにしましょう。

階段を流れ落ちる水の勢いは強く、地上への避難は困難になりますので、地下への浸水が予想されるときには早めに避難しましょう。



2 その他の災害

大規模火災、危険物災害等を想定します。

第5章 自 助

自分（家族）の命を自分（家族）で守ること

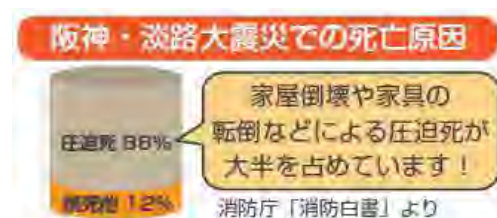
地震の被害を小さくするためには日頃からの備えが大切です。

1 震災に対する備え

(1) 事前の備え

地震の被害を小さくするためには日頃からの備えが大切です。身の回りの安全について家族で考えましょう。

家の内外を点検し、いざという
ときのために備えることがとて
も大切です。



①家族一人ひとりの役割を決める

家族で話し合って、災害発生時の役割を決めておきましょう。

- ☐ 火を消す
- ☐ ガスの元栓を閉める
- ☐ 子どもやお年寄りの安全を確認する
- ☐ 危険物を安全なところへ移す
- ☐ 消火器・バケツなどを準備する
- ☐ 電気器具のコンセントを抜く、ブレーカーを切る
- ☐ ラジオ・テレビなどで情報を確認する
- ☐ 出入口を確保する
- ☐ 非常持ち出し品を確認する
- ☐ すぐに戻ってこられない家族へ伝言を書いておく
- ☐ 家の前に行先や連絡先を書いた紙を貼っておく



②危険箇所をチェックする

家の内外に危険箇所がないかどうかチェックしましょう。危ない場所は、修理や補強について話し合しましょう。



③「非常持ち出し品」と「非常備蓄品」をチェックする

必要な物品がそろっているか確認します。また、定期的に保存状態や消費期限を点検し、必要なら交換しましょう。

👉 参考資料編 「非常持ち出し品チェックリスト」

④防災用具をチェックする

消火器や救急箱を確認しましょう。消火器の使い方や応急手当の方法を覚えておきましょう。

⑤緊急連絡カードを用意する

家族の避難場所や集まる場所、家族の連絡方法などを話し合い、決めたことは緊急連絡カードとして記入したものを携帯するようにしましょう。

 参考資料編 「緊急連絡カード」

⑥わが家の防災マップをつくろう

家族で避難場所や避難路などを確認し、わが家の防災マップを作成しましょう。

📖 参考資料編「わが家の防災マップ」

あなたの家の耐震性能はだいじょうぶですか？

あなたは家屋の耐震診断、耐震改修などの対策をしましたか？
特に昭和56年（1981年）5月31日以前の旧耐震基準で建てられた建物は、地震に対して強度がどの程度か調べるのが重要です。



耐震診断問診表

（監修：国土交通省住宅局 編集：財団法人 日本建築防災協会）

📖 参考資料編「耐震診断問診表」

この耐震診断は、ご自宅の耐震性能の理解や耐震知識の習得を進めていただき、耐震性の向上を図るための耐震改修に向けて、より専門的な診断を行う際の参考にしていただくことを目的に作られました。お住まいになっている住宅について、住んでいる方がご自身で住宅の耐震診断を行い、住宅のどのようところに地震に対する強さ、弱さのポイントがあるかなどがわかるようにできています。

■家具の転倒防止対策

阪神・淡路大震災では、建物に特別な被害がないにもかかわらず、家具の転倒や散乱によって、逃げ遅れたり室内でケガを負った方が多数おられました。

地震の揺れによる家具の転倒や移動を防ぐために、できるだけ建物本体に、家具をより安全に固定しておきましょう。

(2) 地震が起きたら

①まずは身を守る

落ち着いて、身を守る行動をとりましょう。

地震だ!! 発生

【落ち着いて】

何が起こったのか瞬間には判断できません。数秒の揺れでも、とても長く感じます。まずはあわてず落ち着きましょう。



【身体をかくせ】

まず、自分の身体を守ること。家具や天井の下敷きにならないよう、丈夫なもので身体を保護しよう。



【寝ているとき】

布団や枕で頭を守り、ベッドの下など家具が倒れてこないところに身を伏せます。地震による室内の状況変化に注意しましょう。



【料理中など】

机の下などに隠れ、揺れがおさまったら速やかにストーブやアイロンを切り、ガスの元栓を閉めましょう。大きな揺れを感知すると自動的にガスの供給を遮断するガスマイコンメーターの設置が進んでいますが、燃え広がる危険もありますので消火器は必ず設置しましょう。



【火に近づくな】

都市ガスは震度5相当以上で自動的に遮断されます。無理に火を消そうとせず、揺れがおさまるまで近づかないようにしましょう。



【風呂やトイレに入っているとき】

あわてて飛びださず、ドアや窓を開けて出口を確保しましょう。お風呂に入っているときは、揺れがおさまってから火の始末をしましょう。

②揺れがおさまったら

【ラジオ・テレビをつける】

情報をできるだけ早く確認し、冷静に行動しましょう。



【余震に注意】

外に出る場合は、家の倒壊に備えて、安全な服装で身を守りましょう。



【家を離れるときは、表示をしよう】

避難所に入ったり、地域外に一時避難するときは、家の前に行き先や連絡先を表示しておきましょう。



【家族は大丈夫か】

けが人が出た場合は、自力や隣近所の人助けを得て病院へ向かうことを考えましょう。

【くつ・スリッパをはき室内のガラスに注意】

家の内外は、割れたガラスなどで危険です。絶対に裸足では歩き回らないようにし、必ずスリッパなどを履いてください。



【津波から避難】

海岸や河川近くなど、津波の浸水予測地域にいる人は、できるだけ早く津波避難ビルなど鉄筋コンクリート造の3階以上に避難しましょう。

【集合住宅では】

ドアや窓を開けて非常口を確保しましょう。避難にエレベーターは絶対に使わないようにしましょう。火災のときは、炎や煙に巻き込まれないように低い姿勢で、階段を使って避難しましょう。



【車で逃げるな】

渋滞により避難が遅れる場合があることや、緊急車両が通行するための道路を空けておくためにも原則として車での避難はやめましょう。



【公衆電話を使う】

家庭の電話がかからなくなっても、公衆電話が使える場合があります。



2 風水害に対する備え

(1) 事前の備え

- ・水害ハザードマップで、自分の住んでいる場所がどの程度浸水するおそれがあるのか把握しましょう。
- ・周りより低い場所など、危険な箇所を把握しましょう。
- ・避難場所や避難ルートを確認しましょう。
- ・側溝や排水溝などにごみや落ち葉は溜まっていないかなど、家のまわりの点検をしましょう。
- ・浸水のおそれがある地域や低い土地に住んでいる方は、土のうなどの準備をしておきましょう。

(2) 気象情報に注意する

テレビやラジオ、電話（177）、インターネットなどを利用して、気象庁から発表される警報・注意報や区役所・消防署からの情報に注意しましょう。



(3) むやみに外出しない

台風が接近しているときや豪雨のときは、外出しないようにしましょう。やむを得ず外出する際は、気象情報を確認し、少しでも危険を感じる場所には近づかないようにしましょう。特に堤防・海辺・河川への見物は事故のもとです。

風が強いときの注意点

●路上にいるとき

強風で瓦や看板が飛んだり、街路樹などが倒れたりします。無理して歩かず近くの頑丈な建物に避難しましょう。



●屋内にいるとき

風圧や飛来物で窓ガラスが割れ、破片が吹き込む危険があります。風が強いときは窓に近づかないようにしましょう。

●海辺にいるとき

海への転落や高波に巻き込まれる危険があります。また、高潮の恐れもあるので、速やかに海辺から離れましょう。

大雨のときの注意点

●川辺にいるとき

上流の豪雨により、川が急に増水する危険があります。川などに近づかないようにしましょう。避難情報が出れば、速やかに建物の3階以上へ避難しましょう。なお、強風や豪雨の時には、防災スピーカーからの避難情報が聞こえないこともあるので、十分に注意しましょう。

●車を運転しているとき

視界が悪く、ハンドル操作やブレーキがきかなくなることもありますので、運転は控えましょう。また、アンダーパスなど道路冠水のおそれがある場所は通らないようにしましょう。

●路上にいるとき

浸水してきたら、近くの建物の3階以上へ避難しましょう。その際は、なるべく階段を使って上の階へ行きましょう。また、水路・側溝は水量が増して危険ですので、近づかないようにしましょう。



★雷から身を守るには

雷鳴が聞こえるなど雷雲が近づく様子があるときは、落雷が差し迫っています。

雷は、雷雲の位置次第で、海面、平野、山岳などところを選ばずに落ちます。近くに高いものがあると、これを通して落ちる傾向があります。



グラウンドやゴルフ場、屋外プール、堤防や砂浜、海上などの開けた場所や、山頂や尾根などの高いところでは、人に落雷しやすくなるので、できるだけ早く安全な空間に避難してください。

鉄筋コンクリート建築、自動車、バス、列車の内部は比較的安全な空間です。また、木造建築の内部も基本的に安全ですが、全ての電気器具、天井・壁から1 m 以上離れれば更に安全です。

(国土交通省メールマガジンより引用)

(4) 早めに避難しましょう

- ・「まだ大丈夫」「自分だけは大丈夫」と思い込まず、早めに避難することが命を守るポイントです。
- ・大阪市から避難情報が出れば、ただちに必要な避難行動をとってください。

	避難準備情報	避難勧告	避難指示
発令時の状況	◆人的被害の発生する可能性が高まった状況	◆人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	◆前兆現象の発生など人的被害の発生する危険性が非常に高い状況 ◆人的被害の発生した状況
皆さんに していただく 行動	◆避難行動要支援者や避難行動に時間を要する住民は、避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始）	◆通常の避難行動ができる住民等は、避難所等への避難を開始	◆すべての住民等は、避難を直ちに完了

～風水害時に避難するときは～

河川氾濫の避難勧告のときの避難の考え方

- 1、2 階建ての木造住宅やマンションの低層階など 浸水のおそれがある階にお住まいの方
⇒ **災害時避難所や近くの高い建物に避難**
- マンションの3階以上など、浸水のおそれがない階にお住まいの方
⇒ **自宅の安全な場所で待機し、安全を確保**

動きやすく安全な格好で避難

ヘルメットや防災頭巾などで風で飛ばされてくるものから頭を保護し、すべりにくい靴を履きましょう。裸足や長靴は危険です。荷物は最小限に、両手がふさがらないようにしましょう。

浸水している状況では近くの高い建物に避難

既に浸水しているなかの避難は非常に危険です。まっ暗闇ですでに浸水している場合など、避難所へ行くのが困難な場合は、近くの3階以上の建物に一時避難しましょう。

やむを得ず浸水のなかを避難するときの注意点

●足元に注意

水面下にはふたの外れたマンホールや側溝などの危険な場所があります。長い棒などを杖代わりにして足元の安全を確認しながら歩きましょう。

●深さに注意

歩行可能な水の深さは、男性で70cm、女性で50cmが目安です。ただし、くるぶし程度の浸水でも、流れが激しい場合は歩行せず高いところで救援を待ちましょう。



●一人で行動しない

隣近所に声をかけて集団で避難しましょう。はぐれないように体の一部をロープで結ぶとよいでしょう。



●子どもや高齢者などへの配慮

高齢者や病人などは背負い、子どもには浮き輪をつけて安全を確保しましょう。

第6章 共 助

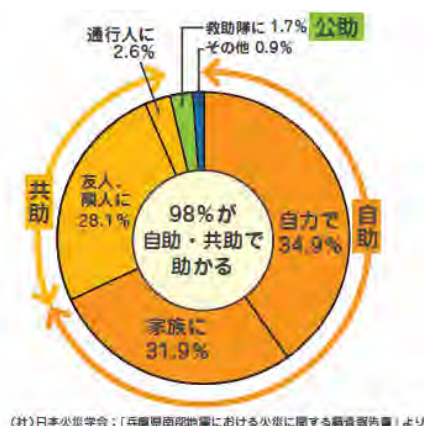
地域の皆さんで助け合うこと

日頃から隣近所のコミュニケーションを図ることが大切です。

(1) 隣近所の支え合い・助け合い

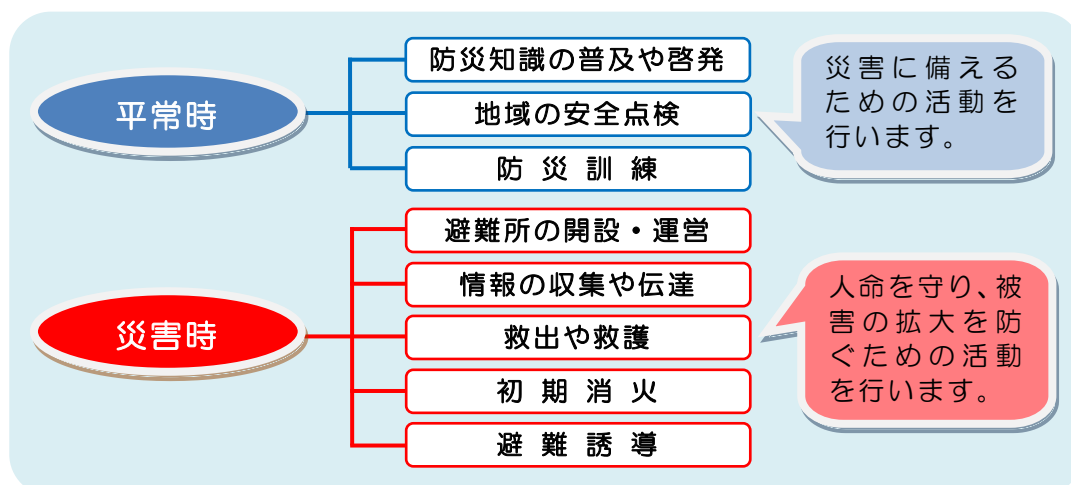
地震による大きな災害が発生した直後は、行政による支援が間に合わないことが過去の災害の教訓からも明らかになっています。阪神・淡路大震災では、生き埋めになり救助された人の約98%が自助と共助とで助けられました。

災害発生時には、まず自分や家族の安全確認をし、次に隣近所の安否確認や救出活動など、隣近所で支え合い、助け合いましょう。



(2) 自主防災組織

地域では、防災という共通の目的を持って活動する地域の皆さんで組織された自主防災組織が中心となって、平常時には防災知識の習得のための講演会の開催や各種訓練の実施、災害時には初期消火、救出、救護、避難誘導、避難行動要支援者への支援などの取組みを行います。



①活動内容

●平常時の対応

いざというときに地域の力が発揮できるよう、地域の皆さんで協力して防災活動に取り組めます。

ア 防災知識の普及・啓発

防災対策では、地域住民の一人ひとりが防災に関心を持ち、準備することが重要です。地域住民への防災知識の普及や啓発活動を行います。

イ 地域の安全点検

防災の基本は、自分たちの住むまちを知ることです。地域の危険な場所や防災上問題のある場所などを確認し、改善のための働きかけなどを行います。

ウ 備蓄物資・防災資器材の整備

備蓄物資・防災資器材は、災害発生時に活躍します。地域で備蓄物資・防災資器材を整備し、日頃の点検や使い方を確認します。

エ 防災訓練

防災訓練は、いざというとき、あわてず、的確に対応するための欠かせない活動です。地域住民に積極的な参加を呼びかけて、訓練を行います。

●災害時の対応

災害時は、負傷者の発生や火災など様々な事態が発生する可能性があります。区災害対策本部等関係機関とも連携しながら、皆さんで力を合わせて活動します。

ア 情報の収集・伝達

区災害対策本部等関係機関などから正しい情報を収集し、地域住民に伝達します。また、地域の被災状況や火災発生状況などを取りまとめ、区災害対策本部へ報告します。

イ 救出・救助活動

自分自身がケガをしないよう注意しながら、皆さんで協力して負傷者や家屋の下敷きになった人の救出・救助活動を行います。

ウ 初期消火活動

火災の延焼拡大を防ぐための初期消火活動を行います。

エ 医療救護活動

医師の手当てが受けられるまでの間、負傷者の応急手当をして、救護所などへ搬送します。

オ 避難誘導

地域住民を安全な避難場所などへ誘導します。

カ 給食・給水活動

地域で必要な物資を把握し、区災害対策本部とも連携しながら、必要に応じて炊き出しなどの給食・給水活動を行います。

②組織体制（災害対策本部）

災害対策本部の編成（例）

班 名	平常時の役割	災害時の役割
本 部 長 副本部長	全体調整 関係機関との事前調整 組織の統括	関係機関との連絡調整 企画運営 組織の統括 組織内の連絡調整・指揮
総 務 班	全体調整 関係機関との事前調整 避難所の点検 住民に対する防災知識の普及・啓発 防災訓練の実施	組織全般の庶務、全体調整 関係機関との連絡調整 避難所の開設 被害・避難状況の全体把握
情 報 班	啓発・広報	災害情報の収集・伝達 関係機関との情報伝達
初期消火班	器具の整備・点検 地域の防災点検	可搬式ポンプ・消火器などによる初期消火
救出・救護班	資機材・器具の整備・点検	負傷者の救出・応急手当・救護所への搬送
避難誘導班	安否確認のための名簿などの作成 避難経路の点検 防災マップ等の作成 避難行動要支援者支援の検討	住民の安否確認・避難誘導 避難行動要支援者支援
給食・給水班	備蓄物資・器具の整備・点検	炊き出し等の給食・給水活動

③避難所運営委員会

避難所開設当初は、地域の町会役員、地域防災リーダーや女性防火クラブが中心となり、避難所運営委員会を立ち上げて運営しますが、一定期間経過後は、避難者の中から代表して避難所運営委員会のメンバーを構成します。

避難所運営委員会の編成（例）

部 名	役 割
委 員 長 副委員長	施設管理者や関係機関との連絡調整 企画運営 組織の統括、組織内の連絡調整・指揮
総 務 部	関係機関との情報収集・伝達 避難者への情報提供 人的応援の要請 その他、他部に属さないこと
管 理 部	避難者の把握・リスト作成。避難者等の出入所管理 避難スペースの配分・誘導 施設・設備の確認・警備 ごみの集約・清掃 避難所施設の管理 その他施設に関すること
救 護 部	応急救護所の確保、傷病者の救護・把握 要配慮者への対応 その他、救護に関すること
食 糧 部	飲料水の確保 炊き出し・配給 その他、食糧に関すること
物 資 部	救援物資・調達物資の集約・管理及び避難者への配給 その他、物資に関すること

[大阪市自主防災活動マニュアル（避難所運営マニュアル）準拠]

④自主防災訓練の実施

災害発生時、地域住民が適切な行動ができるよう、地域の実情に応じた自主防災訓練を毎年実施します。



⑤避難所、器具、資器材、備蓄物資等の点検

避難所、器具、資器材、備蓄物資等の点検を定期的に実施します。

（３）地区防災計画

地区防災計画は、地域の住民や事業者の方々が作成する、地域の防災活動に関する内容を定めた計画です。

自主防災組織等が中心となって、組織体制や地域の実情に応じた防災訓練の実施など、地域の自発的な「共助」による防災活動を地域ごとの防災計画として定めておくことが必要です。



（４）地域防災への多様な主体の参画

東日本大震災の経験をふまえ、特に避難所運営や物資の提供等にあって女性の視点が重要とされ、国の防災基本計画や大阪市地域防災計画においても防災における多様な主体の参画が必要とされています。地域においても男女共同参画や高齢者、障がい者、ボランティア団体等、多様な主体の地域防災活動への参画を促進する必要があります。

（５）地域の防災活動への参加

それぞれの地域において、自主防災組織等が中心となって、地域の実情に応じた防災訓練等の様々な防災活動が行われています。お住まいの地域の自主防災組織等が行う訓練等の防災活動に積極的に参加し、日ごろから備えておくことが必要です。



★地域防災リーダー

大阪市では、地域における防災機能を強化し、活性化するために住民による防災活動の中心となる地域防災リーダーを組織しています。

防災地域防災リーダーは、災害時に率先して隣接住民を初期消火や救出救護活動に導き、平常時には地域の人たちと防災意識の習得に取り組んでいます。

★女性防火クラブ

家庭からの出火防止と災害による被害の軽減を図ることを目的に、東住吉区地域振興会女性部会員で組織された団体です。

クラブ員は、平常時には防火・防災知識の普及啓発や技術の習得などの活動を行い、災害発生時には、避難誘導や近隣者への災害広報などの活動を行います。

東住吉区では消防署と連携して、地域防災活動の中心となる地域防災リーダーや女性防火クラブ員の育成と連携強化に取り組んでいます。

(6) 事業者の自主防災活動の推進

地域の防災力を一層強化するためには、市民や自主防災組織だけでなく、地域の構成員として地域に所在する事業者の協力が不可欠です。

事業所等の安全確保や災害時の事業継続はもとより、日頃から地域の防災訓練等への参加や、災害時における資器材や役務等の提供体制の整備など、市民や自主防災組織等と連携して積極的に自主防災活動に取り組むことが必要です。

(7) 避難所生活

避難所では、多くの人と共同生活を送ることになります。プライバシーの確保が難しいなど、不自由なことがたくさんありますが、決められたルールはみんなで守り、「自分たちのことは自分たちで」を基本に、お互いに協力しあい、譲り合うことが大切です。

👉 参考資料編「避難所生活の心得」



避難所で必ず行うこと

- 1 家族の名前や住所を登録する。
- 2 介助や医療の必要な方は申し出る。
- 3 持病のある方は申し出る。
- 4 起床、就寝時間を守る。
- 5 ごみはルールに従い分別する。
- 6 煙草は定められた場所で吸う。
- 7 自宅を留守にする場合は鍵をかける。
- 8 その他避難所運営委員会
定められたルールを守る。

(8) 避難行動要支援者等への支援

高齢者や障がい者など、災害時の避難に支援が必要な方を地域住民の助け合いによって救助することが重要です。

要支援者が必要とする支援は、移動の介助や情報の提供、避難所での配慮などさまざまです。



一方、支援を要する人も、得意な分野で他の人を支援できる場合もあります。それぞれの個人のできることをわかりあい、非常時に支えあえる関係づくりが大切です。

いざという時の避難やその方法などについて、日頃から隣近所でお互いに確認しておきましょう。

～地域で支え合いの仕組みをつくりましょう～

①「避難行動要支援者支援計画」をつくりましょう

要支援者情報の収集・管理方法、支援内容や支援者の選出方法などのルールを「避難行動要支援者支援計画」として策定し、地域内に広く周知しましょう。

②要支援者の情報を集めましょう

まずは自主防災組織が要支援者支援について周知し、自発的に手を上げるように呼びかける「手上げ方式」により要支援者の情報を集めましょう。



③支援者を決めましょう

できるだけ早く駆けつけられるようになるべく身近な人たちが望めます。

④避難支援プラン（個別計画）をつくりましょう

災害が発生した時に、避難勧などの災害に関連した情報をどのように伝達するか、どこに避難所や避難場所に行くか支援は誰が行うかなども事前に決めておきましょう。

第7章 公 助

国や市役所による支援

1 地域防災力の充実強化

(1) 自主防災活動の促進・支援

地域ごとに自発的な防災活動を定める「地区防災計画」作成の支援や地域が自主的・自律的に実施する防災訓練等の支援を行い、地域防災力の充実強化に努めます。



(2) 地域防災リーダー・女性防火クラブ員の育成

地域防災活動の中心となる地域防災リーダーや女性防火クラブ員を育成するため、消防署と連携して研修や実技訓練を毎年実施しています。

(3) 避難行動要支援者等の支援

・自主防災活動への支援

「避難行動要支援者支援計画」の作成など、自主防災組織による避難行動要支援者の避難支援の取組みが効果的に進展するよう支援します。

・避難行動要支援者情報の把握、管理

大阪市保有情報に基づく「避難行動要支援者名簿」をあらかじめ作成し、毎年更新しています。なお、支援の基盤が整った地域には、要請に応じて避難行動要支援者情報を本人の同意を得て提供します。

(4) 防災活動への多様な主体の参画促進

防災活動の実施にあたっては、男女共同参画や高齢者、障がい者、ボランティア団体等、多様な主体の参画促進に努めます。

(5) 事業者や関係機関等との連携促進

災害時における資器材や役務等の提供に協力いただける事業者等の活用を図るとともに、事業者の自主防災組織等との連携支援や地域防災に関する取組みを行う機関等との連携を促進し、地域防災力の向上に努めます。

2 被災住民の安全確保

(1) 避難場所の確保

①避難場所の指定

次のような場所を避難場所・避難所に指定しています。

●広域避難場所

大規模火災が発生し、人命に著しい被害を及ぼすと予測される場合の避難に適する大きな公園など



●一時避難場所

避難を円滑に実施するため、一時的に避難できる広場、公園や学校の校庭など

●災害時避難所

宿泊・給食等の生活機能を提供できる施設。小・中学校など



👉 [参考資料編「災害時避難所・一時避難場所一覧」](#)

②福祉避難所・緊急入所施設

災害発生時に災害時避難所で生活することができない要配慮者（高齢者・障がい者・妊産婦・乳幼児・病弱者等）が避難を余儀なくされた場合、専門的な対応が可能な社会福祉施設等に協力を呼びかけ、施設の一部を福祉避難所等として提供いただけるよう協定の締結を行っています。

●緊急入所施設

避難者や自宅で生活することができない要援護者のうち、身体状況の悪化により緊急に入所介護・療養等が必要な人に対応できる施設

●福祉避難所

災害時避難所での生活に支障のある要配慮者のために特別な配慮がされた避難所

※緊急入所施設・福祉避難所は、災害発生直後に開設されるのではなく、まず災害時避難所（学校等）を開設し避難者の状況を判断のうえ、必要があれば開設することになります。

※福祉避難所等の入所者や施設の安全確認、受入れに必要な人材の確保等、状況が整ってから開設することとなりますので、施設の被災状況等によっては開設できない場合もあります。

③水害時避難ビル

水害発生時の基本的な避難行動である垂直避難が可能な避難場所や一時滞留場所として、市立学校などの施設を水害時避難ビルとして確保するよう努めます。

また、施設の一部を水害一時避難協力ビルとして提供いただけるよう協定の締結を行っています。



(2) 避難生活環境の整備

①備蓄物資・救助資器材の配備

大規模災害に備えて、中枢備蓄拠点・地区備蓄拠点（阿倍野備蓄倉庫）のほか、区役所・矢田出張所及び災害時避難所に、物資の備蓄や救助資器材を配備しています。

また、区域が南北に長い地理特性をふまえ、災害発生時において迅速かつ柔軟な対応ができるよう、区内における分散備蓄体制の整備に努めます。

区役所・ 矢田出張所	食料品関係	飲料水、アルファ化米（白米・五目）、乾パン、梅粥、白粥、マッシュポテト（缶詰）、粉ミルク、哺乳瓶
	日用品関係	日用品セット、毛布、バスタオル、トイレットペーパー、紙おむつ、生理用ナプキン
	衣類関係	男性肌着セット、女性肌着セット
	救助資器材関係	救助資器材セット
	医療品関係	救急薬品セット
	その他	防水シート、簡易トイレ、トイレ用消耗品、ジェラルミンケース、発電機、懐中電灯
災害時 避難所	食料品関係	飲料水、アルファ化米（五目・白米）、梅粥、乾パン
	日用品関係	日用品セット、毛布、ブランケット（簡易毛布）
	救助資器材関係	バール、のこぎり、ジャッキ、シャベル、ロープ、かけや、救急セット、布担架
	その他	懐中電灯、懐中電灯用単一電池、ラジオ、防水シート、簡易トイレ、簡易トイレ消耗品セット 【東住吉区独自に配備】 発電機（カセットガス式）、工業扇、ガスコンロ、台車、コードリール、伝言シート、筆記用具等

洪水予報河川には、

- (1) 河川がはん濫（堤防が決壊）した場合の浸水想定区域の指定
- (2) 洪水予報（気象台との共同発表）

が河川管理者に義務付けられています。

②洪水予報

●洪水予報の発表基準

種 類	発 表 基 準
はん濫注意情報 （洪水注意報）	いずれかの基準地点の水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
はん濫警戒情報 （洪水警報）	いずれかの基準地点の水位が一定時間後にはん濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。
はん濫危険情報 （洪水警報）	いずれかの基準地点の水位がはん濫危険水位に達したとき
はん濫発生情報 （洪水警報）	洪水予報区間内ではん濫が発生したとき

●観測基準点と水位

管理者	河 川	観測基準点	はん濫注意 水位（m）	避難判断 水位（m）	はん濫危険 水位（m）
国	淀川	枚方	4.50	5.40	5.50
	大和川	柏原	3.20	3.40	4.00
府	神埼川	三国	3.80	4.85	5.00
	安威川	千歳橋	3.25	3.65	4.00
	寝屋川	京橋	3.00	3.20	3.30
	第二寝屋川	昭明橋	3.40	4.40	4.55
	平野川	剣橋	3.30	4.00	4.15
	平野川分水路	今里大橋	3.30	3.40	3.50

(2) 避難勧告等

①避難勧告等の発令基準

●大和川

発令内容	発 令 基 準
避難準備情報	大阪市域の避難判断相当水位に到達し、さらに上昇する見込みとなったとき
避難勧告	大阪市域の危険水位に到達したとき
避難指示	・大阪市域の氾濫相当水位に到達するおそれが高いとき ・堤防が決壊する恐れがあるとき（堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等が発見されたとき） または、堤防が決壊したとき

●平野川・寝屋川

発令内容	発 令 基 準
避難準備情報	大阪市域の避難判断相当水位に到達し、さらに上昇する見込みとなったとき
避難勧告	氾濫危険水位に到達したとき
避難指示	・ポンプ運転調整水位に到達するおそれが高いとき ・堤防が決壊する恐れがあるとき（堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等が発見されたとき） または、堤防が決壊したとき

※水位はいずれも洪水予報における観測基準点の水位

(発令内容と河川水位)

河 川	観測基準点	避難準備情報 水位 (m)	避難勧告 水位 (m)	避難指示 水位 (m)
大和川	柏原	4.70	5.30	6.80
平野川	剣橋	3.90	4.15	4.40
寝屋川	京橋	3.10	3.30	3.50

②避難勧告等の対象区域

●大和川

河川が氾濫した場合の洪水到達時間により、区域を分割して発令します。

区域 A	大和川が氾濫した場合に <u>1 時間で浸水</u> するおそれがある区域 (公園南矢田、住道矢田、照ヶ丘矢田、矢田、湯里)
区域 B	大和川が氾濫した場合に <u>1～3 時間で浸水</u> するおそれがある区域 (鷹合、東田辺、駒川 3～5 丁目、針中野、中野、今川 4～8 丁目、西今川 3,4 丁目、南田辺 1,3,5 丁目)

ア) 避難準備情報の発令基準に該当した場合

⇒ 区域 A に避難準備情報

イ) 避難勧告の発令基準に該当した場合

⇒ 区域 A に避難勧告、区域 B に避難準備情報

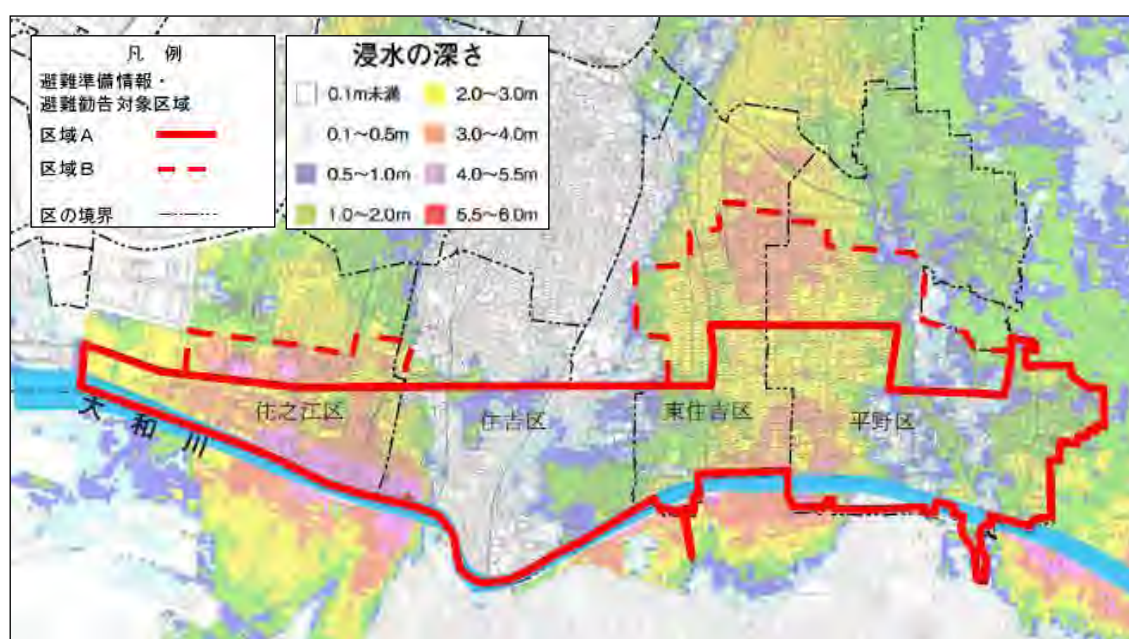
ウ) 避難指示の発令基準（氾濫相当水位到達）に該当した場合

⇒ 区域 A に避難指示、区域 B に避難勧告

エ) 避難指示の発令基準（堤防決壊）に該当した場合

⇒ 区域 A のうち浸水する範囲に避難指示、
区域 B のうち浸水する範囲に避難勧告

(避難準備情報・避難勧告の対象区域図)



平成 14 年 3 月 近畿地方整備局大和川河川事務所公表「浸水想定区域図」
をもとにしたハザードマップ

●平野川・寝屋川

発令基準に該当した場合、対象区域に発令します。

区域	今林、杭全6～8丁目
----	------------

(避難準備情報・避難勧告の対象区域図)



平成 24 年 3 月 大阪府公表「洪水リスク表示図」
をもとにしたハザードマップ

4 災害時の区役所の体制

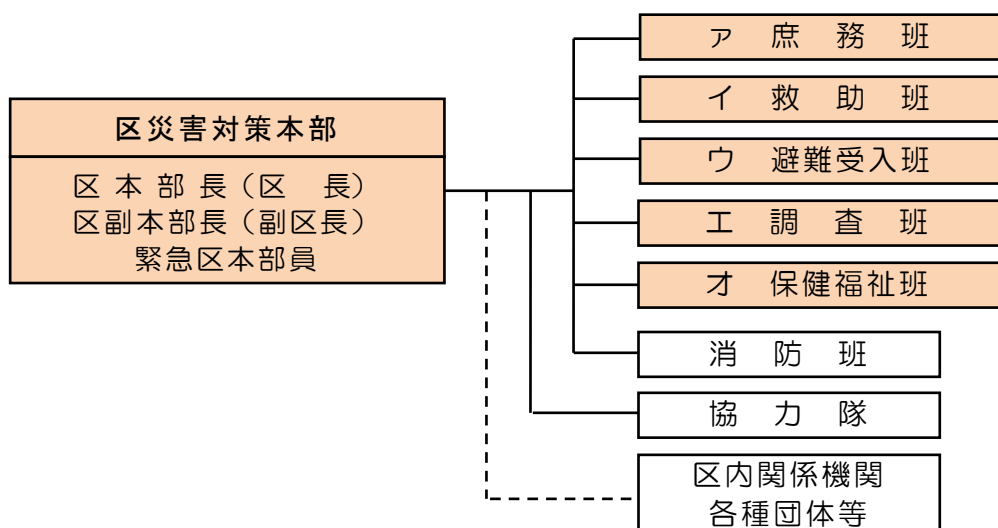
区役所では、災害発生時、住民等の援助・救援等をすみやかに行うため、あらかじめ、災害時の体制や区役所職員の行動等を定めています。

(1) 区災害対策本部

①設置基準

種 別	設 置 基 準
東住吉区 災害対策本部	・大阪市災害対策本部が設置されたとき ・本市域に震度5弱以上（気象庁発表）を観測したとき ・本市域に特別警報が発表されたとき ・本市域に災害救助法の適用を要する被害が発生したとき ・大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認められるとき ・その他区長が必要と認めたとき
東住吉区災害 対策緊急本部	・大阪市災害対策緊急本部が設置されたとき ・本市域において震度4（気象庁発表）を観測したとき ・相当規模の被害が広範囲にわたって発生したとき ・災害が発生するおそれがあり、その対策を要すると認められるとき ・その他区長が必要と認めたとき
東住吉区災害 対策警戒本部	・大阪市災害対策警戒本部が設置されたとき

②組織体制



③班名称及び分掌事務

庶務班	1 各班の連絡調整に関する事 2 各部、関係機関への応援協力要請に関する事 3 災害対策本部との連絡に関する事 4 予算計理に関する事 5 情報の収集、伝達及び広報に関する事 6 義援金の受付、並びに保管に関する事 7 災害記録に関する事 8 ボランティアの調整に関する事 9 他の班の所管に属しない事
救助班	1 被災者の応急救助に関する事 2 救援物資の調達保管及び配給に関する事 3 被災証明書の発行に関する事 4 義援金の配分に関する事 5 団体等の協力活動の連絡調整に関する事
避難受入班	1 被災者の受入に関する事 2 避難者の誘導に関する事 3 避難所受入状況の把握に関する事
調査班	1 被害状況の調査に関する事
保健福祉班	1 被災者の医療救護に関する事 2 防疫・保健衛生に関する事 3 区医師会等との連絡調整に関する事
消防班	1 消防に関する事 2 被災者の救急・救助に関する事
協力隊	1 地域振興会、自主防災組織等の区本部災害救助活動に対する協力に関する事
区本部長は、特に必要が認められるときは、この分担表と異なる編成をとることができる。この場合においては、遅滞なく市災害対策本部長に報告しなければならない。 なお、消防班は市災害対策本部消防部としての任務に重大な支障のない場合に限り上記編成に従う。	

(2) 動員体制

① 動員基準

種 別	災 害 状 況	動員人員
1号動員	大規模な被害が発生し、又は発生するおそれがあり、市の全力をあげて防災活動を実施する必要があるとき	全 員
2号動員	相当規模の被害が発生し、又は発生するおそれがあり、被害の拡大するおそれがあるとき	職員の 1/2以内
3号動員	被害拡大のおそれはないが、応急対策活動を実施する必要があるとき	職員の 1/4以内
4号動員	被害発生のおそれがあり、被害状況の把握等初動活動を実施する必要があるとき	初動活動に必要な職員
5号動員 (風水害等)	災害発生のおそれがあるが、状況判断が非常に困難な場合、万が一に備えて速やかな措置のとれるよう主として情報連絡にあたる必要があるとき	情報連絡に必要な職員

② 自動参集基準

● 勤務時間外に地震が起こった場合

震度（市域）	動 員	動員人員	参集場所
震度6弱以上 特別警報	1号動員	全 員	直近参集/ 所属参集
震度5強	2号動員	職員の 1/2以内	直近参集/ 所属参集
震度5弱	3号動員	職員の 1/4以内	所属参集
震度4	4号動員	初動活動に必要な職員	所属参集

直近参集：自己の勤務する場所等に参集

所属参集：あらかじめ指定された自己の居住地に近い区役所等に参集

● 勤務時間外に警報等が発令された場合

警報等	動 員	動員人員
特別警報 大津波警報	1号動員	全 員
津波警報	4号動員	初動活動に必要な職員
暴風警報	5号動員	情報連絡に必要な職員
大雨・洪水警報	情報連絡体制	2名以上

台風接近時には、台風の進路・規模に応じた種別の動員を発令します。

（３）区災害対策本部の機能強化

職員の災害対応能力の向上を図るため、職員に対する訓練や研修等を定期的に実施します。特に、災害応急対策の中核を担う職員に対しては、より実践的な内容を盛り込んだ訓練や研修を実施し、災害発生時における初期初動体制の確保を図ります。

５ 災害時の区役所の活動

（１）広報活動（情報収集・発信・伝達）

災害が発生した時、事態にあわせて適切に動くためには、情報の収集や伝達が必要になります。

区役所では、迅速かつ確実な情報収集・発信・伝達を行うため、広報の方法を定めています。

①広報手段

- ・ 災害時避難所での情報掲示
- ・ 職員による直接伝達（救助班）
- ・ 同報系防災行政無線
- ・ 東住吉区役所ホームページ、ツイッター
- ・ 自主防災組織等による個別広報



② 広報内容

災害情報	① 災害の発生状況 ② 津波に関する情報 ③ 応急対策の実施状況 ④ 避難勧告・指示の状況 ⑤ 市内の被害状況など
生活関連情報	① 電気・ガス・水道、通信施設の被害状況と復旧見込 ② 食糧・生活必需品の供給状況 ③ 道路交通状況 ④ 鉄道・バス等交通機関の運行・復旧状況 ⑤ 医療機関の活動状況など
救援措置情報	① 被災証明書の発行情報 ② 相談窓口の開設状況 ③ 税・手数料等の減免措置の状況 ④ 救援救護資金等の融資情報など

防災スピーカーのサイレン（警報音）パターン

市域に設置している防災スピーカーでは、緊急事態の種類ごとに定めたサイレン（警報音）パターンにより、警報や避難勧告、避難指示などの放送を行います。

👉 [参考資料編「防災行政無線同報系スピーカー設置場所一覧」](#)

緊急事態の種類	サイレン（警報音）パターン	とっていただく行動
・テロやゲリラなど武力攻撃に関する警報 ・弾道ミサイル攻撃に関する警報	サイレン 14 秒吹鳴	屋内に入り、テレビやラジオをつけ、詳しい状況を確認してください。
大津波警報	サイレン 3 秒吹鳴 2 秒休止 サイレン 3 秒吹鳴 2 秒休止 サイレン 3 秒吹鳴	海岸や河川から離れ、津波避難ビルなど丈夫な建物の 3 階以上に避難してください。
津波警報	サイレン 5 秒吹鳴 5 秒休止 サイレン 5 秒吹鳴	
避難指示	サイレン 15 秒吹鳴 10 秒休止 サイレン 15 秒吹鳴 10 秒休止 サイレン 15 秒吹鳴	お近くの災害時避難所など、安全な場所に避難してください。
避難勧告	サイレン 10 秒吹鳴 10 秒休止 サイレン 10 秒吹鳴 10 秒休止 サイレン 10 秒吹鳴	※河川の氾濫など、避難所に避難するより近くの 3 階以上の建物に避難することの方が安全な場合があります。普段から身を守る行動について確認しておきましょう。
緊急地震速報 (震度 5 弱以上)※1	緊急地震速報チャイム音	ただちに身を守る適切な行動をとりましょう。

※ 緊急地震速報は、震源が近く、揺れの到達時間が早いと予測される場合、揺れてから放送されることになるため、放送しない場合があります。

(2) 通信運用計画

区内には、警察署・消防署・大阪市各局の事業所をはじめ、電気・ガス事業者の営業所があります。災害時には、災害対応デジタル無線機を活用し、区内の防災関係機関や市本部と情報収集・伝達を行います。

①通信手段

●携帯型デジタルMCA無線

区役所・矢田出張所・災害時避難所（自主防災組織）、防災関係機関等に配備しています。

（参考）防災関係機関設置場所

東住吉警察署・東住吉消防署・平野工営所・中野休日急病診療所・
東部市場・中部環境事業センター・建設局南部方面管理事務所・
長居公園事務所・水道局田辺営業所・危機管理室

●簡易デジタル無線

災害時避難所に派遣する職員と区災害対策本部との通信手段として簡易デジタル無線機を配備しています。

(3) 飲料水・食料・生活関連物資の供給計画

①応急給水

災害直後は、備蓄飲料水（水ボトル）を活用します。

水道局が設置する仮設水槽・既設の水槽や高架水槽、広域避難場所等における飲料用耐震性貯水槽の活用を図ります。

②食料の供給

応急食料の供給が必要と認められる場合は、備蓄食料の活用・既製食品・米穀の調達等により対応しますが、それが困難な場合は、市災害対策本部に食料調達を要請します。

また、区災害対策本部は、炊出し給食を行う場合は、自主防災組織等の協力を得て、避難所内又はその近隣の適当な場所を選定して実施します。

③生活関連物資の供給

生活必需品の調達は、第一次的には災害時避難所や区役所にある備蓄物資を活用します。また、区災害対策本部は、必要がある場合に市災害対策本部に生活必需品等の調達を要請します。

(4) 医療・救護計画

①救護所の設置

地震発生後、区災害対策本部は市災害対策本部と連携し、負傷者の発生状況・医療機関の被害状況・医療業務の実施状況等に応じて救護所を設置します。

救護所を設置後、市本部（医療調整班）に報告するとともに、区医師会及び区内医療機関等に、医療救護班の派遣を要請し調整します。

②医療関係機関との連携

区医師会や区内医療機関等と連携し、災害発生直後における迅速な医療救護体制の構築を図ります。

③医薬品等の確保

救護所で効果的な医療が受けられるように、十分な医薬品の確保のための整備をしています。

④保健師等による健康相談

区災害対策本部は、災害時避難所の状況を調査し、避難所等へ保健師等を派遣します。保健師等は救護所又は災害時避難所を巡回し、被災者の健康管理・栄養指導等をおこないます。診療や精神面での専門相談を要する場合などは、市本部（医療調整班）と連携を取り、被災者が適切な支援を受けられるように調整します。

区内の災害医療機関

医療機関名	所在地	電話番号
(医) 橘会 東住吉森本病院	東住吉区鷹合 3-22-66	6606-0010

(5) 遺体仮収容（安置）所の設置

- ・遺体仮収容（安置）所の設置の必要が生じた場合、適切な場所に遺体仮収容（安置）所を設置します。
- ・遺体仮収容所を設置したら、警察官と協力し遺体の収容にあたります。
- ・事前に協力依頼している行政監察医に連絡し出動を要請します。
- ・身元が判明し、かつ引取人がある場合は順次遺族に引き渡します。
- ・大阪市では、大阪市規格葬儀取扱指定店組合と災害時の葬祭業務の委託に関する協定を締結しており、必要に応じて協力を要請します。
- ・遺体仮収容（安置）所については、今後、適切なところを指定できるよう検討を進めていきます。

(6) ボランティアの調整計画

災害発生時、区災害対策本部は被災状況及びボランティア参集を勘案して、区災害ボランティアセンターを東住吉区在宅サービスセンター（さわやかセンター）等に設置し、以下の対応を行います。

- ・区災害対策本部との連携による災害情報の収集・提供・連絡調整
- ・被災者のボランティアニーズの把握及び被災者への情報提供
- ・市災害ボランティア活動支援センター（阿倍野区）との連携
- ・災害ボランティアの受入れ
- ・災害ボランティアのオリエンテーション
- ・災害ボランティア活動の集約・管理
- ・ボランティアの事故等に対する加入保険の手続き

6 学校と連携した取組み

(1) 防災関連情報の共有

市・区・地区防災計画や地域の自主防災組織の活動状況などの防災関連情報を共有します。

(2) 地域とのつながり支援

地域の自主防災組織とのつながりや地域の防災訓練と学校の防災・減災教育（防災訓練）の連携を支援します。

(3) 防災・減災教育（防災訓練）の支援

各学校の教育方針等に合わせて、各学校で自主的・自律的な防災・減災教育（防災訓練）が実施できるよう支援します。

(4) 災害時避難所としての学校の役割

災害時避難所として開設された場合においては、区災害対策本部（避難所主任）・自主防災組織・学校長（教職員）が協力しながら避難所運営にあたる必要があることから、施設の鍵や避難場所としての使用範囲など施設面での課題や、避難所運営における役割分担など、あらかじめ課題整理をおこない、災害時に円滑な避難所運営が行えるよう努めます。

東住吉区地域防災計画

[参考資料編]

1 大阪市防災・減災条例

大阪市条例第 139 号

大阪市防災・減災条例

第 1 章 総則

(目的等)

第 1 条 この条例は、市民等の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災・減災に関し、基本理念を定め、本市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、災害予防・応急対策及び災害復旧・復興対策に関し必要な事項を定めることにより、総合的、計画的かつ効果的な防災・減災対策の推進を図り、もって災害に強いまちの実現に資することを目的とする。

2 防災・減災に関し、この条例に規定する事項について、法令又は他の条例に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 号に規定する災害をいう。
- (2) 防災・減災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び被害を最小限にとどめ、並びに災害の復旧を図ることをいう。
- (3) 市民等 市民及び本市の区域内（以下「市内」という。）に滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (4) 自主防災組織 法第 2 条の 2 第 2 号に規定する自主防災組織をいう。

(基本理念)

第 3 条 防災・減災は、自らのことは自らが守るという自助の考え方、地域において互いに助け合うという共助の考え方及び行政が市民等及び事業者の安全を確保するという公助の考え方にに基づき、本市、市民及び事業者がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携を図りながら協力することを基本理念として行われるものとする。

第 2 章 本市の責務

(本市の基本的責務)

第 4 条 本市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市民等の生命、身体及び財産を災害から保護するために必要な防災・減災対策を講ずるよう努めなければならない。

2 本市は、防災・減災対策の実施に当たっては、市民等、事業者、自主防災組織、

国、他の地方公共団体及び公共的団体との連携及び協力に努めなければならない。

3 本市は、防災・減災対策の実施に当たっては、女性、高齢者、障がい者等の多様な主体の参画を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 本市は、防災・減災対策の実施に当たっては、法第8条第2項第15号に規定する要配慮者（以下「要配慮者」という。）に対して必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（大阪市地域防災計画等の実施）

第5条 本市は、法第42条第1項の規定により作成された大阪市地域防災計画（以下「大阪市地域防災計画」という。）を総合的、計画的かつ効果的に実施するとともに、その実施状況を公表するよう努めなければならない。

2 区長は、大阪市地域防災計画に基づき、各区の特性に応じた区地域防災計画（当該区の区域に係る防災・減災に関する計画をいう。以下同じ。）を作成し、計画的かつ効果的にこれを実施するとともに、その実施状況を公表するよう努めなければならない。

3 本市は、大阪市地域防災計画及び区地域防災計画を実施するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

（業務継続計画）

第6条 本市は、災害が発生した場合における市民生活の安定を図るため、業務継続計画（災害が発生した場合において優先されるべき業務の継続及び通常業務の早期の再開を図るために必要な手段、体制等を定める計画をいう。以下同じ。）を作成するとともに、当該業務継続計画に係る訓練等を実施し、その実施状況を検証し、当該業務継続計画の見直しを行うよう努めなければならない。

（本市職員の責務）

第7条 本市職員は、基本理念にのっとり、防災・減災対策に関する知識及び技術の習得に努め、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、速やかに、防災・減災対策に関する必要な業務に従事し、市民等の生命、身体及び財産の保護に努めなければならない。

第3章 市民の責務

（市民の責務）

第8条 市民は、基本理念にのっとり、その所有し、又は管理する施設及び設備の災害に対する安全性の確保、防災・減災に関する知識の習得その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練等への参加、災害時における相互の協力体制の構築のための自主防災組織の結成その他の防災・減災の取組を行うよう努めなければならない。

2 自主防災組織は、基本理念にのっとり、地域の特性に応じて当該地域に係る防

災・減災に関する計画を作成するよう努めるとともに、防災訓練その他の自主防災活動の推進に努めなければならない。

- 3 市民及び自主防災組織は、本市の実施する防災・減災対策に積極的に協力するよう努めなければならない。

第4章 事業者の責務

（事業者の責務）

第9条 事業者は、基本理念にのっとり、その所有し、又は管理する施設及び設備の災害に対する安全性の確保、消火、救助等のための防災資機材の整備その他の災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練等への参加その他の防災・減災の取組を行うよう努めなければならない。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、防災・減災及び災害が発生した場合における事業の継続又は早期の再開に関する計画を作成するよう努めなければならない。

- 3 事業者は、本市の実施する防災・減災対策に積極的に協力するよう努めなければならない。

第5章 災害予防・応急対策

（発生が予想される災害の調査等）

第10条 本市は、市内において発生が予想される災害及び災害の防止に関する調査を行い、防災・減災対策に反映させるよう努めなければならない。

（他の地方公共団体及び事業者との協定の締結）

第11条 本市は、災害の拡大を防止するため、あらかじめ、他の地方公共団体と相互応援に関する協定を締結するよう努めなければならない。

- 2 本市は、災害が発生した場合において、食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の確保、緊急輸送等の確保並びに施設及び設備の応急の復旧が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、関係事業者の協力の確保に関する協定を締結するよう努めなければならない。

（自主防災活動への支援）

第12条 本市は、市民、事業者及び自主防災組織の自主防災活動への支援を行うよう努めなければならない。

（ボランティア活動への支援）

第13条 本市は、ボランティア活動を行う団体との連携を図るとともに、災害が発生した場合において、当該団体の活動が円滑に行われるよう、環境の整備に努めなければならない。

（防災・減災に関する知識の普及等）

第14条 本市は、市民及び事業者が防災・減災についての理解と関心を深めることができるよう、防災・減災に関する知識の普及及び啓発に努めなければならない。

2 本市は、市民及び事業者に対して、学校教育及び社会教育における防災・減災に関する教育の実施に努めなければならない。

（防災訓練等の実施）

第 15 条 市長等（市長その他の本市の執行機関をいう。以下同じ。）は、本市職員の防災・減災対策に関する能力の向上を図るため、本市職員に対する防災訓練、防災研修等を行うよう努めなければならない。

2 自主防災組織は、毎年 1 回以上、防災訓練を行うよう努めなければならない。

3 市民は、市長等又は自主防災組織が行う防災訓練に参加するよう努めなければならない。

4 事業者は、市長等又は自主防災組織が行う防災訓練に参加するよう努めるとともに、防災訓練を行うよう努めなければならない。

（建築物等の耐震性等の確保）

第 16 条 本市は、その所有し、又は管理する建築物、堤防、橋梁、上下水道その他の施設の地震に対する安全性を確保するため、当該施設について耐震診断（地震に対する安全性を評価することをいう。以下同じ。）を行うよう努めるとともに、必要に応じて耐震改修（地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。以下同じ。）等を行うよう努めなければならない。

2 本市は、建築物の地震に対する安全性を確保するため、市民及び事業者が行う建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための措置を講ずるよう努めなければならない。

3 本市は、地震により火災が発生した場合における当該火災による被害の拡大を防止するため、建築物の不燃化その他の市街地の防災構造の改善に努めなければならない。

4 市内の建築物を所有し、又は管理する市民、事業者等は、当該建築物、道路に沿って設けられている当該建築物の門、塀その他これらに類する工作物及び当該建築物内部におけるエレベーターその他の設備の地震に対する安全性を確保するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 市民、事業者等は、地震による家具等の転倒を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（広告塔等の落下等の防止）

第 17 条 市内の広告塔、広告板その他建築物の屋外に取り付けられている工作物（以下「広告塔等」という。）を所有し、又は管理する市民、事業者等は、地震、暴風等による当該広告塔等の落下及び倒壊を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（豪雨による浸水の防止）

第 18 条 本市は、その所有し、又は管理する施設について、豪雨による河川氾濫による浸水及び豪雨による内水氾濫による浸水（下水道施設の処理能力を超える雨量のため生じる浸水をいう。）（以下これらを「豪雨による浸水」という。）の被害を防止し、又は軽減するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市内の施設を所有し、又は管理する市民、事業者等は、当該施設における豪雨による浸水の被害を防止し、又は軽減するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（避難に関する情報の提供等）

第 19 条 市長は、災害の発生に備え、市民等、事業者及び自主防災組織に対し、災害から身を守るために緊急に避難する場所として市長が指定する場所（以下「避難場所」という。）及び災害により自宅に留まる事ができない市民等が一時的に避難生活を行う場所として市長が指定する場所（以下「避難所」という。）の名称、位置その他避難するために必要な情報を提供するよう努めなければならない。

2 本市は、災害の発生に備え、迅速かつ的確に災害に関する情報、避難の指示等を市民等、事業者及び自主防災組織に提供し、又は伝達するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 市長は、法第 60 条第 1 項の規定に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める市民等及び事業者に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

4 本市は、災害が発生したときは、市内における被害の状況を速やかに把握するため、自主防災組織に対し、地域における被害の状況に関する情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

5 市民、事業者及び自主防災組織は、あらかじめ、避難場所、避難所、避難経路等の確認に努めるとともに、災害に関する情報の収集手段の確保に努めなければならない。

6 市民、事業者及び自主防災組織は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、自ら積極的に災害に関する情報の収集に努めるものとする。

（津波等による浸水からの避難対策）

第 20 条 市民及び自主防災組織は、避難場所のほか、地域の特性に応じ、施設を所有し、又は管理する事業者の協力を得て、あらかじめ、津波及び豪雨による河川氾濫による浸水から避難することができる場所の確保に努めなければならない。

- 2 津波等浸水想定区域（水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第 1 項の規定により指定された浸水想定区域又は津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 8 条第 1 項の規定により設定された津波があった場合に想定される浸水の区域をいう。以下同じ。）及びその周辺に事業所その他の施設を所有し、又は管理する事業者は、法第 60 条第 1 項の規定による勧告又は指示に基づき従業員等の避難が円滑かつ迅速に行われるよう、あらかじめ安全が確保できる場所の確保に努めなければならない。
- 3 津波等浸水想定区域及びその周辺に事業所その他の施設を所有し、又は管理する事業者は、津波及び豪雨による河川氾濫による浸水が発生し、又は発生するおそれがあるときは、前項の場所に避難者を受け入れるよう努めるものとする。
- 4 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。以下同じ。）を所有し、又は管理する事業者は、避難訓練その他当該地下街等の利用者及び従業員の津波及び豪雨による浸水の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画（以下「避難確保計画」という。）を作成し、その計画に基づき必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（避難所の運営）

- 第 21 条 本市は、災害の発生に備え、避難所に防災資機材及び備蓄物資を配備し、その機能の充実に努めなければならない。
- 2 本市は、避難所の運営に関し、あらかじめ、避難所となる施設の管理者及び関係者、自主防災組織、事業者等との連携を図り、災害時の避難所の運営に係る協力体制を整備するよう努めなければならない。
 - 3 市民等は、災害が発生したときは、避難所の運営に協力するよう努めるものとする。

（要配慮者への支援）

- 第 22 条 本市は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の支援に関する計画を作成しなければならない。
- 2 本市は、自主防災組織における避難行動要支援者に対する避難支援の取組が地域の特性に応じ効果的に行われるよう、自主防災組織に対し、必要な支援を行うよう努めなければならない。
 - 3 本市は、福祉避難所（通常の避難所においては生活に支障を来す要配慮者のために、特別の配慮がなされた避難所をいう。）の指定を行うよう努めなければならない。
 - 4 自主防災組織は、災害が発生した場合において、避難行動要支援者の安否の確

認、救出及び救護を迅速に行うことができるよう、あらかじめ、避難行動要支援者との交流等による当該避難行動要支援者に関する情報の収集及び更新並びに避難行動要支援者の避難の支援に関する計画を作成し、その計画に基づき必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 5 避難行動要支援者は、近隣住民との交流を行うよう努めるとともに、自主防災組織が行う前項の措置に協力し、又は参加するよう努めなければならない。

（物資の確保）

第 23 条 市長等は、災害の発生に備え、飲料水の供給のために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、食糧、毛布その他の生活関連物資の確保に努めなければならない。

- 2 市民及び事業者は、災害の発生に備え、食品、飲料水その他の生活必需物資を備蓄するよう努めなければならない。

（緊急輸送の確保）

第 24 条 本市は、大阪府公安委員会が法第 76 条第 1 項の規定による通行の禁止又は制限（以下「通行禁止等」という。）を行ったときは、市民等、事業者及び自主防災組織に対し、通行禁止等に係る道路の区間（同項に規定する道路の区間をいう。）その他必要な事項を周知し、緊急輸送の確保に努めるものとする。

- 2 市民等、事業者及び自主防災組織は、災害が発生したときは、避難するためやむを得ない場合を除き車両を使用しないようにし、緊急輸送の確保に協力するよう努めるものとする。

（帰宅困難者対策）

第 25 条 本市は、災害が発生した場合において公共交通機関の運行の停止等により徒歩で容易に帰宅することができない者（以下「帰宅困難者」という。）が生じることによる混乱、事故の発生等を防止するため、あらかじめ、帰宅困難者対策を推進するための団体の結成及び当該団体の活動に対し、必要な支援を行うよう努めなければならない。

- 2 本市は、帰宅困難者が一斉に帰宅することを抑制するために、帰宅困難者に対する情報提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。
- 3 帰宅困難者となるおそれがある者は、災害の発生に備え、あらかじめ、家族との連絡手段の確保、徒歩による帰宅経路の確認その他の必要な準備を行うよう努めなければならない。
- 4 帰宅困難者は、むやみに移動しないよう努めるとともに、本市及び事業者が行う帰宅困難者対策に協力するよう努めるものとする。
- 5 事業者は、災害が発生したときは、従業員等が一斉に帰宅することを抑制するため、その所有し、又は管理する事業所その他の施設の安全性及び周辺の状況を確認し、従業員等に対する当該施設内での待機の指示その他の必要な措置を講ず

るよう努めるものとする。

6 事業者は、災害が発生したときは、その所有し、又は管理する事業所その他の施設の周辺において、多数の帰宅困難者が生じることによる混乱、事故の発生等を防止するため、本市及び他の事業者等との連携及び協力に努めるものとする。

7 鉄道事業者その他の公共交通事業者は、その管理する施設内において多数の帰宅困難者が生じたときは、その管理する施設の安全性及び周辺の状態を確認し、当該施設内での待機に係る案内その他公共交通機関の利用者の保護のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第6章 災害復旧・復興対策

（災害復旧・復興対策）

第26条 市長等、道路管理者（道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項に規定する道路管理者をいう。）及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む事業者は、大阪市地域防災計画に定めるところにより、相互に連携して災害復旧を実施しなければならない。

2 事業者は、災害により甚大な被害を受けたときは、その所有し、又は管理する施設及び設備の早期の復旧並びに事業の早期の再開に努めるものとする。

3 本市、市民及び事業者は、災害により甚大な被害を受けたときは、相互に協力し、災害からの速やかな復興に努めなければならない。

第7章 雑則

（補償）

第27条 本市は、第11条第2項の協定に係る業務に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となったときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令の規定による補償が行われるときを除き、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し、消防協力者等損害補償条例（昭和41年大阪市条例第31号）に定める消防協力者等に対する損害補償の例により、補償を行うことができる。

（功労者表彰）

第28条 市長は、防災・減災に従事したもので、防災・減災に関し著しい功労があったものを表彰することができる。

（施行の細目）

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年2月1日から施行する。

2 災害時避難所・一時避難場所一覧

名 称	避難可能 人数(人)	受入可能人数(人)		所 在 地
		A ※1)	B ※2)	
育和小学校	2,000	1,520	1,269	杭全 4-10-12
桑津小学校	2,600	1,610	1,348	桑津 5-13-13
北田辺小学校	2,000	1,190	761	北田辺 3-11-14
今川小学校	2,000	1,390	1,242	今川 4-24-4
田辺小学校	1,000	1,290	1,138	田辺 2-3-34
南田辺小学校	1,500	1,480	1,224	南田辺 4-3-4
東田辺小学校	2,500	1,240	1,108	東田辺 2-14-6
南百済小学校	3,000	1,100	988	湯里 1-15-40
湯里小学校	1,000	970	862	湯里 6-8-3
鷹合小学校	1,500	1,200	1,023	鷹合 3-12-38
矢田北小学校	4,000	1,670	1,639	照ヶ丘矢田 2-1-55
矢田東小学校	2,600	1,690	1,535	住道矢田 2-7-43
やたなか小中一貫校	6,400	3,230	3,088	矢田 3-4-27
矢田西小学校	4,000	1,890	1,708	公園南矢田 2-15-43
田辺中学校	1,500	1,260	1,136	南田辺 4-7-24
東住吉中学校	1,500	1,260	1,130	桑津 5-17-25
白鷺中学校	3,000	1,520	1,334	今川 1-2-21
中野中学校	2,000	1,650	1,513	中野 4-4-25
矢田中学校	6,500	1,820	1,608	住道矢田 9-7-55
矢田西中学校	3,300	1,420	1,258	公園南矢田 2-12-47
大阪芸術大学短期大学部	1,100	460	460	矢田 2-14-19
城南学園	1,500	700	700	照ヶ丘矢田 2-14-19
長居第2陸上競技場	24,000	350	350	長居公園 1-1
早川福祉会館	—	200	196	南田辺 1-9-28
市民交流センターひがしすみよし注3)	—	300	226	矢田 5-8-14
東住吉スポーツセンター	1,700			公園南矢田 4-30-3
長居陸上競技場	20,200	1,250	1,250	長居公園 1-1

名 称	避難可能 人数(人)	受入可能人数(人)		所 在 地
		A ※1)	B ※2)	
長居球技場	13,650	1,150	1,150	長居公園 1-1
山坂公園	3,900			山坂 2-19
育和公園	2,900			杭全 8-5
平野白鷺公園	25,900			今川 6-7
酒君塚公園	2,150			鷹合 2-5
駒川公園	3,550			駒川 2-3
鷹合公園	2,100			鷹合 4-5
桑津東公園	1,200			桑津 4-10
駒川北公園	1,250			駒川 1-20
桑津北公園	1,150			桑津 1-12
桑津公園	1,300			桑津 3-6
今川公園	4,450			今川 4-23
中野町公園	2,600			中野 1-8
南百済公園	1,050			中野 3-10
今林公園	5,500			今林 4-4
矢田公園	6,400			住道矢田 1-7
枯木町公園	2,300			公園南矢田 4-22
矢田東公園	650			住道矢田 2-11
矢田部公園	700			矢田 1-22
矢田西公園	700			公園南矢田 3-17
矢田河原田公園	650			住道矢田 6-8
枯木南公園	750			矢田 7-6
矢田住道公園	500			照ヶ丘矢田 3-11
うるし堤公園	5,300			今川 1-1
杭全西公園	1,050			杭全 4-3
田辺公園	750			駒川 3-10
北田辺公園	300			北田辺 1-8
わかば公園	550			今川 4-12

名 称	避難可能 人数(人)	受入可能人数(人)		所 在 地
		A ※1)	B ※2)	
照ヶ丘矢田公園	1,650			照ヶ丘矢田 1-16
つくし公園	2,450			今川 4-1
矢田中公園	900			矢田 3-5
北田辺中公園	550			北田辺 3-6
矢田中中央公園	550			矢田 4-10
矢田教育の森公園	8,700			矢田 5-2
矢田 6 公園	1,650			矢田 6-9
大和川東公園	8,000			矢田 5-5
東田辺公園	700			東田辺 1-16
公園南小公園	1,050			公園南矢田 2-2
北田辺 4 公園	450			北田辺 4-2
湯里の森公園	1,250			湯里 5-7
田辺中公園	800			田辺 6-9
西浦池グラウンド	1,500			住道矢田 3-9
東田辺さくら公園	1,250			東田辺 1-11
東田辺中央公園	1,250			東田辺 3-4
針中野わくわく公園	850			針中野 1-16
今五児童遊園	810			西今川 3-16
針中野東公園	700			針中野 4-12
合 計	230,710	34,810	31,244	

(平成 28 年 2 月 1 日現在)

※1) A 下記、有効率から有効面積を算出し、有効面積 1.6 ㎡につき 1 人として受入可能人数を算出したものです。

- ・普通教室 1 教室 63 ㎡ 有効率 70%
- ・廊下 1 教室につき 20 ㎡ 有効率 50%
- ・屋内運動場 有効率 80%

※2) B A から、居住不可能スペース（廊下・屋内運動場等）を除いて受入可能人数を算出したものです。

※3) 「市民交流センターひがしすみよし」は平成 28 年 3 月 31 日で供用廃止に伴い指定解除予定

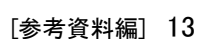
3 防災行政無線同報系スピーカー設置場所一覧

設置場所	所在地	備考
育和小学校	杭全 4-10-12	
桑津小学校	桑津 5-13-13	
北田辺小学校	北田辺 3-11-14	
今川小学校	今川 4-24-4	
田辺小学校	田辺 2-3-34	
南田辺小学校	南田辺 4-3-4	
東田辺小学校	東田辺 2-14-6	
南百済小学校	湯里 1-15-40	
湯里小学校	湯里 6-8-3	
鷹合小学校	鷹合 3-12-38	
矢田北小学校	照ヶ丘矢田 2-1-55	
矢田東小学校	住道矢田 2-7-43	
矢田西小学校	公園南矢田 2-15-43	
東住吉特別支援学校	矢田 5-1-22	
避難場所	長居公園 1	長居公園 北側 苗園前
避難場所	長居公園 1	植物園事務所 東側
避難場所	長居公園 1	長居公園 テニスコート前
避難場所	長居公園 1	長居公園 相撲場 東側
避難場所	長居公園 1	長居公園 西南入口売店横
避難場所	今林 3	百済貨物ターミナル駅構内 北西角
東住吉区役所	東田辺 1-13-4	

(平成 28 年 2 月 1 日現在)

学校 14 箇所、避難場所 6 箇所、区役所 1 箇所 合計 21 箇所

辛酉八月



5 非常持ち出し品チェックリスト

● 非常持ち出し品 チェックしよう!

基本品目32点		※大人2人分の目安			
☐ 非常持ち出し袋 ☐ 缶入り乾パン (110g) ☐ 飲料水 (500ml ペットボトル) ☐ 懐中電灯 ☐ ローソク ☐ ライター ☐ 携帯ラジオ ☐ 携帯トイレ ☐ 暖手・手袋 ☐ ロープ 5m〜	☐ 1個 ☐ 2個 ☐ 6本 ☐ 2個 ☐ 2本 ☐ 2個 ☐ 1台 ☐ 1本 ☐ 2組 ☐ 1本	☐ 救急袋 ☐ 毛毯等 ☐ 湯嚢等 ☐ 乾菜類※ ☐ ガーゼ (清潔)※ ☐ ばんそうこう※ ☐ 包帯※ ☐ 三角巾※ ☐ マスク※ ☐ 常備薬・持病薬など※ ☐ レジャーシート	☐ 1枚 ☐ 1本 ☐ 1本 ☐ 適当量 ☐ 2枚 ☐ 10枚〜 ☐ 2巻 ☐ 2枚 ☐ 2枚 ☐ 適当量 ☐ 1枚	☐ サバイバルブランケット 2枚 ☐ 簡易トイレ 2枚〜 ☐ タオル 4枚〜 ☐ ボリ綿 10枚 ☐ トイレットペーパー 1ロール ☐ クロケットティッシュ 2個 ☐ 現金 (公衆電話用の小銭) 約50枚 ☐ ガムテープ (布製) 1個 ☐ 油性マジック (太) 1本 ☐ 筆記用具 1セット ☐ 生理用品	☐ 2枚 ☐ 2枚〜 ☐ 4枚〜 ☐ 10枚 ☐ 1ロール ☐ 2個 ☐ 約50枚 ☐ 1個 ☐ 1本 ☐ 1セット

※は救急袋の中に入れておく。

個人や家庭の事情にあわせ備えを検討するもの

必需品・貴重品類	赤ちゃん用品	高齢者用品
☐ 車や家の予備鍵 ☐ 予備メガネ ☐ コンタクトレンズ等 ☐ 現金通帳 (写) ☐ 健康保険証 (写) ☐ 運転免許証 (写) ☐ パスポート・外国人登録証 (写) ☐ 支援プラン (巻末)	☐ 粉ミルク ☐ スプーン ☐ 離乳食 ☐ おやつ ☐ 母乳袋 ☐ ガーゼ ☐ 紙おむつ ☐ 母子手帳 ☐ 洗面綿 ☐ バスタオル ☐ 玩具 ☐ ベビーカー ☐ おんぶひも ☐ 毛布 ☐ 着替え	☐ 高齢者手帳 ☐ 予備メガネ ☐ おむつ ☐ 看護用品 ☐ 着替え ☐ 持病薬

リュックサックなど両手が自由に動かせるものに入れておき、いつでもすぐに持ち出せる場所に置いておきましょう。

家族構成を考え必要最小限に絞り込み、一度再確認してみましょう。また、少なくとも年に一度は点検しましょう。

● 家庭に備えておくもの

非常備蓄品

●飲料 ☐ 飲料水 (2ℓ ペットボトル) ☐ 非常用給水袋 ●食料 ☐ アルファ米 ☐ 乾パン ☐ パン缶 ☐ インスタントラーメン ☐ 缶詰類 ☐ レトルト食品 ☐ スープ ☐ 味噌汁 ☐ ビスケット ☐ チョコレート ☐ 塩	●衣類 ☐ 上着 ☐ 下着 ☐ 靴下 ●生活用品 ☐ タオル ☐ バスタオル ☐ 毛布 ☐ 洗面綿 ☐ 予備電池 ☐ 卓上コンロ ☐ ガスボンベ ☐ 固形燃料 ☐ 鍋 ☐ ラップ ☐ アルミホイル	☐ やかん ☐ 皿 (紙・ステンレスなど) ☐ コップ (紙・ステンレスなど) ☐ わりばし ☐ スプーン ☐ フォーク ☐ 歯ブラシ ☐ 石鹸 ☐ ドライシャンプー ☐ 携帯電話の充電器 ☐ 新聞紙 ☐ 使い捨てカイロ ☐ 安全ピン ●その他 ☐ ブルーシート ☐ ガムテープ (布製)
--	---	---



※あくまで目安です。自分で持つて避難できる量にしましょう。

避難後に少し余裕がでたら安全を確認して自宅へ戻り持ち出したり、自宅で避難生活を送るうえで必要なもので、救援物資が届くまで1週間程度、自足するつもりで備えましょう。



6 緊急連絡カード

緊急連絡カード	
住 所	TEL
氏 名	(男・女)
生年月日	年 月 日 血液型: RH + -
保 護 者	氏名 連絡先 TEL
勤 務 先 (学校名)	TEL
避 難 所	一時避難場所 災害時避難所 広域避難場所
家 族 が 離ればなれに なったとき	集まる場所 連絡先 TEL
持病・アレルギー等	
医療機関等連絡先	
健康保険証番号	

きんきゅうれんらくカード	
じゅうしょ	でんわ
な ま え	(おとこ・おんな)
たんじょうび	ねん がつ にち けつえきがた: RH + -
ほ こ し や	なまえ れんらくさき でんわ
かいしや がっこう	でんわ
ひなんする ば し よ	いちじひなんばしよ さいがいじひなんばしよ こういきひなんばしよ
かぞくが はなればなれに なったとき	あつまるばしよ れんらくばしよ でんわ
じびょう・ あれるぎーなど	
かかりつけのびょういん	
けんこうほけんしょうばんこう	

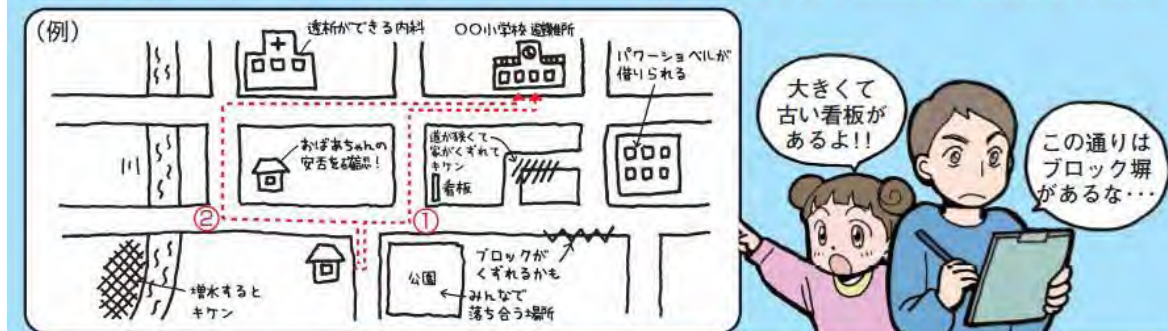
- 家族で集まる場所など、決めたことは緊急連絡カードに記入して、いつも携帯しましょう

7 わが家の防災マップ

わが家の防災マップをつくろう

家の付近を実際に歩いてみて、危険な場所や避難所・避難場所（小・中学校、公園など）と避難経路を確認します。避難経路は1つでなく、通行できない場合に備えて複数決めておきましょう。それらをイラストなどで簡単にあらわした「わが家の防災マップ」を作成しましょう。

※お近くの避難所がわからない場合は、大阪市のホームページで確認していただくか、区役所にお問い合わせください。



わが家の防災マップ

< 記載しておきたいこと >

- ・ 家族の集合場所
- ・ 避難所
- ・ 避難経路
- ・ 地震や台風のとき危険になりそうな場所
- など

8 耐震診断問診表

耐震診断問診表

START

さあはじめよう！

問診

1

建てたのはいつ頃ですか？

評点

項目	評点
建てたのは1981年6月以降	1
建てたのは1981年5月以前	0
よく分からない	0

説明 1981年6月に建築基準法が改正され、耐震基準が強化されました。1995年阪神淡路大震災において、1981年以降建てられた建物の被害が少なかったことが報告されています。

以前
1981年5月
1981年6月
以降

問診

2

いままでに大きな災害に見舞われたことはありますか？

評点

項目	評点
大きな災害に見舞われたことがない	1
床下浸水・床上浸水・火災・車の突入事故・大地震・崖上隣地の崩落などの災害に遭遇した	0
よく分からない	0

説明 ご自宅が長い風雪のなかで、床下浸水・床上浸水・火災・車の突入事故・大地震・崖上隣地の崩落などの災害に遭遇し、わずかな修復で済んでしまったとしたら、外見では分からないダメージを蓄積している可能性があります。この場合専門家による調査・調査が必要です。



問診

3

増築について

評点

項目	評点
増築していない。または、建築確認など必要な手続きをして増築を行った。	1
必要な手続きを省略して増築し、または増築を2回以上繰り返している。増築時、壁や柱を一部撤去するなどした	0
よく分からない	0

説明 一般的に新築してから15年以上経過すれば増築を行う事例が多いのが事実ですが、その増築時、既存部の適切な補修・改修、増築部との接合をきちんと行っているかどうかのポイントです。



問診

4

傷み具合や補修・改修について

評点

項目	評点
傷んだところは無い。または、傷んだところはその都度補修している。健全であると思う	1
老朽化している。腐ったり日経の被害など不都合が発生している	0
よく分からない	0

説明 お住いになられている経験から、建物全体を見通して判断して下さい。屋根の棟・軒先が壊れている、柱や梁が傾いている、真鍮の腐食（かび）が著しくなっているなど老朽化と判断します。また、土台やドライバー等の部材で突いてみて「カサカサ」となっているやは腐ったり日経の被害にあっています。とくに屋根の北側と東・西・南側には入りにくいため、白蟻は、屋根裏に巣窟が築いて腐び立ったかどうかも判断材料になります。



問診

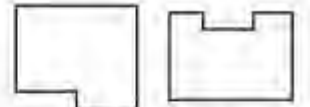
5

評点

建物の平面はどのような形ですか？（1階の平面形状に着目します）

項目	評点
どちらかというとき長方形に近い平面	1
どちらかというときLの字・Tの字など複雑な平面	0
よく分からない	0

説明 整形な建物は欠点が少ない、地震に対して建物が強い形であることはよく知られています。反対に不整形な建物は地震に比較的に弱い形です。ここでは、ご自宅の1階平面形状が夫々に見て、長方形もしくは長方形と見なせるか、L字型・T字型等複雑な平面になっているかの区別が着目して下さい。現実の建物は凸凹が多く判断に迷うことがありますが、ア)約91cm(9尺)以下の凸凹は無視します。イ)出窓・突出したバルコニー・付付物干しバルコニーなどは無視します。



長方形に近い平面



複雑な平面

問診

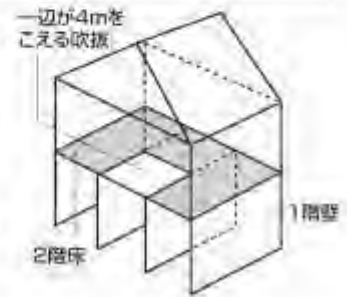
6

評点

大きな吹き抜けがありますか？（1辺の長さが4.0m以上かどうかに着目します）

項目	評点
一辺が4m以上の大きな吹き抜けはない	1
一辺が4m以上の大きな吹き抜けがある	0
よく分からない	0

説明 外見は形の整っている建物でも大きな吹き抜けがあると、地震時に建物を揺らさる恐れがあります。ここでいう大きな吹き抜けとは一辺が4m(2間)を超える吹き抜けをいいます。これより小さな吹き抜けはないものと扱います。



問診

7

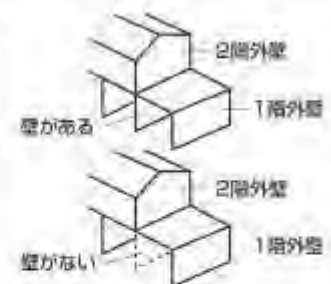
評点

1階と2階の壁面が一致しますか？

（ご自宅が枠組壁工法の木造（ツーバイフォー工法）なら、この評点1とします。）

項目	評点
2階外壁の直下に1階の内壁または外壁があるまたは、平屋建である	1
2階外壁の直下に1階の内壁または外壁がない	0
よく分からない	0

説明 2階の壁面が1階の壁面と一致していれば、2階の地震力はスムーズに1階壁に伝わります。2階壁面の直下に1階壁面がない場合は、床を介して2階の地震力が1階壁に伝わることになり、床面に大きな荷重がかかります。大地震時に床面から建物の揺れが起きます。枠組壁工法の木造（ツーバイフォー工法）は床の耐力が大きいので、2階壁面の直下に1階壁面がなくとも、評点1とします。



問診

8

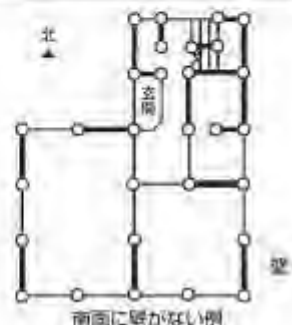
評点

壁の配置はバランスがとれていますか？

（1階部分の外壁に着目します）

項目	評点
1階外壁の東西南北どの面にも壁がある	1
1階外壁の東西南北各面の内、壁が全くない面がある	0
よく分からない	0

説明 壁の配置が片寄っていると、同じ木造住宅の中でも壁の多い部分は揺れが小さく、壁の少ない部分は揺れが大きくなります。そして揺れの大きい部分が先に壊れていきます。ここでいう壁とは約91cm(9尺)以上の幅を持つ壁です。せまい幅の壁はここでは壁とみなしません。



補強の方法については
裏面を見てね！



問診

9

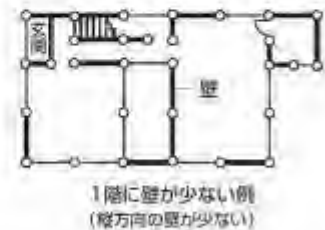
評点

屋根葺材と壁の多さは？

項目	評点
瓦など比較的重い屋根葺材であるが、1階に壁が多い。 または、スレート・鉄板葺・銅板葺など比較的軽い屋根葺材である	1
和瓦・洋瓦など比較的軽い屋根葺材で、1階に壁が少ない	0
よく分からない	0

説明

瓦は優れた屋根葺材のひとつです。しかし、やや重いため採用する建物ではそれに合った耐力が必要です。耐力の大きさは概ね壁の多さに比例しますので、ご自宅は壁が多い方かどうか判断して下さい。



問診

10

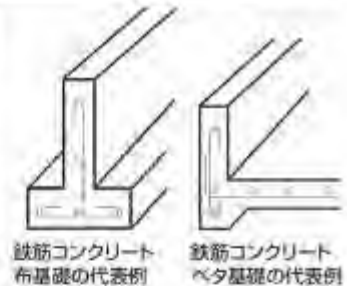
評点

どのような基礎ですか？

項目	評点
鉄筋コンクリートの布(ぬの)基礎またはベタ基礎・杭基礎	1
その他の基礎	0
よく分からない	0

説明

鉄筋コンクリートによる布基礎・ベタ基礎・杭基礎のような堅固な基礎は、その他の基礎と比べて同じ増載に耐えていても、また同じ地震に遭遇しても丈夫です。改めてご自宅の基礎の種類を確認して下さい。



判定

問診1～10の評点を合計します

ご苦労さまでした



評点合計

合計は何点になりましたか？



評点の合計

10点
8～9点
7点以下

判定・今後の対策

➡	ひとまず安心ですが、念のため専門家に診てもらいましょう
➡	専門家に診てもらいましょう
➡	心配ですので、早めに専門家に診てもらいましょう

※ご注意

この診断では地盤については考慮していませんので、ご自宅が立地している地盤の状況については専門家に必ずご確認ください。

9 避難所生活の心得

災害時避難所では、大勢の人と共同生活を送ることになります。プライバシーの確保が難しいなど、不自由なことがたくさんありますが、互いに協力しあい、譲り合うことが大切です。

周りの方への心配りをしましょう

みんな、つらい思いをしています。お互いを思いやり、困っている人がいたら助けるなど、協力しましょう。



水が出ない

断水が生じた場合は、飲料水が災害時避難所で配られます。また、応急給水の拠点も開設されます。水を運ぶためのポリタンクやバケツを準備しておきましょう。運ぶことが困難な人もいますので協力しましょう。



食べ物は

災害用のアルファ米や乾パン、流通事業者からの弁当・パンなどが災害時避難所で配られます。避難所で生活していない場合も食料が必要な場合は、取りに行きましょう。取りに行くのが困難な人たちもいますので助け合いましょう。

生活関連物資

毛布などの生活必需品は、住家に被害を受けて日常生活が困難になった人に災害時避難所で支給されます。避難所で生活していない場合も必要に応じて取りに行きましょう。

生活のルールや役割分担を決めましょう

地域防災リーダーや自主防災組織のメンバーなどの皆さんが中心となって避難所運営委員会を開き、生活のルールや役割分担を決めましょう。



ペットも家族

ペットも大事な家族の一員です。「非常持出品」の中にペット用品も用意しておき、ルールに従い周りの人に迷惑をかけないように心がけましょう。



病気やケガをしたときは

避難所などに、救護所が設置されます。病気やケガをしたときは、救護所を利用しましょう。

<救護所の役割>

傷病に対する応急手当
近隣の医療施設との連携など

食中毒や感染症を防ぐ

災害後は衛生環境が悪化し、食中毒や感染症が発生しやすい状況になります。配られた食料はできるだけ早く食べましょう。食事をするときや調理をするときは手洗いを十分に行いましょう。また、断水の場合は、消毒液などを利用して手をきれいにしましょう。

生活のルールや役割を守りましょう

避難所運営委員会で決めたルールや役割をみんなで守り、“自分たちのことは自分たちで”を基本に協力して生活しましょう。



こころのケアが大切

災害の被害や避難所生活などで誰もがこころにダメージを受けストレスを抱えます。規則正しい睡眠や食事などを心がけ、日常生活を取り戻すことが心の傷を和らげます。不安な場合は救護所などで早めに相談しましょう。



多様なニーズへの配慮を

高齢者、障がい者、男女のニーズの違いなど多様な視点に配慮しましょう。また、女性専用の物干し場や更衣室、授乳室の設置など、女性や子育て家庭のニーズへの配慮が必要です。

10 災害時協力事業所・店舗制度

災害時地域協力貢献事業所・店舗等登録制度とは…

災害発生時に事業所・店舗等が持つ資源を活用し、地域のために貢献いただく災害ボランティア登録制度です。



東住吉区災害時地域協力貢献事業所・店舗等登録制度設置要綱

（目的）

第1条 地震・風水害等大規模災害時における、地域での救出・救護等災害対策や復興を目的として、地域住民及び行政機関に協力し、地域貢献を行う意思を有する東住吉区内に所在する事業所・店舗等を事前に登録する制度を設ける。

（協力内容）

第2条 登録事業所・店舗等（以下「事業所等」という。）は、災害時において自らの事業所等の安全が確保できた後、所在する地域に対して次の協力を行う。

- (1) 労務、技術の提供
- (2) 食料品、飲料水、日用品等物資の提供
- (3) 駐車場、倉庫、客室、オープンスペース等の施設の開放
- (4) 資機材等の提供
- (5) その他災害対策に必要な協力、支援

（登録期間）

第3条 事業所等の登録期間は、登録申請書を提出後、登録証の交付時から辞退届の提出までの間とする。ただし、東住吉区内に事業所等が存在しなくなったときは、辞退届が提出されたものとみなす。

（費用負担）

第4条 事業所等が提供する支援にかかる一切の経費については、事業所等の負担とする。また、提供する自らの資機材等の物件の破損等についても同様とする。

（秘密の保持）

第5条 事業所等は、協力を通じて知り得た個人等の秘密を漏らしてはならない。また、辞退届を提出した後においても同様とする。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

（附 則）

この要綱は、平成24年11月29日から施行する。

11 関連資料

●大阪市地域防災計画（大阪市防災会議） 平成 26 年 10 月修正

震災対策編

<http://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000011958.html>

風水害等対策編

<http://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000011992.html>

資料編

<http://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000042642.html>

●大阪市地域防災アクションプラン 平成 27 年 9 月策定

<http://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000327775.html>

●大阪市災害時要援護者避難支援計画（全体計画） 平成 26 年 10 月改訂

<http://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000058401.html>

●自主防災活動マニュアル 平成 21 年 4 月

<http://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000035308.html>

●市民防災マニュアル（大阪市危機管理室） 平成 27 年 2 月

<http://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000011873.html>

●水害ハザードマップ東住吉区版（大阪市危機管理室） 平成 27 年 2 月

<http://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000300898.html>

●東住吉区防災便利帳保存版（東住吉区役所） 平成 26 年 3 月

<http://www.city.osaka.lg.jp/higashisumiyoshi/page/0000260756.html>



市民防災マニュアル



水害ハザードマップ



東住吉区防災便利帳保存版



東住吉区地域防災計画

東住吉区役所区民企画課

平成 25 年 3 月 作成

平成 28 年 2 月 改定

東住吉区地域防災計画の概要 (平成 28 年 2 月改定)

東住吉区では、平成 26 年 10 月に大阪市地域防災計画が修正されたことに伴い、区地域防災計画として平成 25 年 3 月に作成した「東住吉区防災便利帳～『減災のまち東住吉』実現に向けて～」を改定しました。

「東住吉区地域防災計画」とは…

大阪市地域防災計画の規定に基づき、東住吉区域における災害予防、災害応急対策、災害復旧対策にかかる防災計画の基本的な事項について、東住吉区の地域特性や実状に応じて定めた計画です。

区役所及び防災関係機関が相互に協力し、区民の皆さんの自主防災活動との連携や支援など総合的な防災活動に取組みます。



防災・減災の基本理念

自助・共助・公助の考え方にに基づき、大阪市、市民及び事業者がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携を図りながら協力することを基本理念とします。

自助

自分(家族)の命を
自分(家族)で守る

共助

地域の皆さんで
助け合う

公助

国や市役所など
による支援

市民・事業者・大阪市の責務と役割

市民

- ・ 平常時より災害に対する備えを心がける
- ・ 災害時には自らの安全を守るよう行動する
- ・ 災害時における相互の協力体制をあらかじめ築き、自主防災活動の推進に努める

事業者

- ・ 災害時に果たす役割を十分に認識し、防災活動の推進に努める
- ・ 大阪市の実施する防災・減災対策に協力する
- ・ 市民や自主防災組織等との連携を図る

大阪市

- ・ 市民等の生命、身体及び財産を災害から保護するための防災活動の実施
- ・ 地域防災力の充実強化
- ・ ボランティアとの連携
- ・ 多様な主体の参画促進と要配慮者への配慮

自助

被害を小さくするためには、**日頃からの備え**が大切です。

●非常持ち出し品・非常備蓄品の用意

万一の避難に備え、持ち出し品や備蓄品をそろえておき、定期的にチェックしておきましょう。

●防災・減災に対する正しい知識の習得

災害の特性等を知り、いざというときに自分や家族の身を守る行動がとれるよう、備えておきましょう。

共助

日頃から**隣近所のコミュニケーション**を図ることが大切です。

●自主防災組織

地域の皆さんで災害時における相互の協力体制をあらかじめ築いておきましょう。

●地域防災活動の実施

地域の実情に応じた防災訓練などの自主防災活動を実施しましょう。

●地区防災計画の作成

組織体制や地域の実情に応じた活動方針などを地域ごとの防災計画として定めておきましょう。

●地域防災への多様な主体の参画

女性、高齢者や障がい者、ボランティア団体等、多様な主体の参画促進に努めましょう。

●避難行動要支援者への支援

高齢者や障がい者など、避難に支援が必要な方を地域の皆さんで支え合う関係を築いておきましょう。

公助

●地域防災力の充実強化

地域・学校等と連携し自主防災活動の促進・支援を行うとともに、防災活動への多様な主体の参画促進や要配慮者への配慮に努めます。

●避難場所・避難所の指定

広域避難場所

大規模な避難に適する広大な公園など

一時避難場所

一時的に避難できる広場、公園や学校の校庭など

災害時避難所

宿泊・給食等の生活機能を提供できる学校など

●備蓄計画

災害時避難所や区役所などに食糧や飲料水及び生活関連品等の備蓄を行っています。

●区災害対策本部

震度5弱以上の地震等の災害が発生した場合や大規模な災害の発生が予想されるときは区災害対策本部を設置し、対策にあたります。

●動員計画（職員の参集計画）

災害発生時、住民等の援助・救援等をすみやかに行うため、あらかじめ災害時の区役所職員の行動等を定めています。

※この計画は、今後、状況に応じて適宜見直しを行っていきます。

「東住吉区地域防災計画」の詳細は、東住吉区ホームページ
(<http://www.city.osaka.lg.jp/higashisumiyoshi/>)
をご覧ください。

